# 平成30年第2回千代田町議会定例会会議録目次

○招集告示 ····································
○応招・不応招議員 ····································
第 1 日 6月7日(木曜日)
○議事日程
○出席議員
○欠席議員
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名3
<ul><li>○職務のため出席した者の職氏名 4</li></ul>
開 会 (午前 9時00分)5
○開会の宣告
○諸般の報告
○会議録署名議員の指名
○会期の決定
○一般質問
小 林 正 明 君
大 谷 純 一 君
森 雅 哉 君
酒 巻 広 明 君
橋 本 和 之 君
大 澤 成 樹 君4 1
○次会日程の報告4 7
○散会の宣告
散 会 (午後 1時32分)48
第 2 日 6月8日(金曜日)
○議事日程4 9
○出席議員
○欠席議員
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 50
○職務のため出席した者の職氏名

B	昇	議	(午前	9時0	0分)	•••••	••••	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	•••••	• • • • • • • •	• • • • • • • • •	• • • • • • •	•••••	5	5 1
○開議の宣	宣告	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	••••		•••••	• • • • • • • • •			•••••	5	5 1
○承認第2	2号の	上程、	説明、	質疑、	討論、	採決 …			•••••	•••••				[	5 1
○承認第:	3号の	上程、	説明、	質疑、	討論、	採決 …			•••••	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •			5	5 4
○承認第△	4号の	上程、	説明、	質疑、	討論、	採決 …			•••••	•••••				[	5 5
○承認第:	5号の	上程、	説明、	質疑、	討論、	採決 …	••••		•••••	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • •		[	5 8
○報告第二	1号の	上程、	説明、	報告 .		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •			•••••	•••••				[	5 9
〇報告第2	2号の	上程、	説明、	報告 .		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	••••		•••••	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • •		[	5 9
○議案第:	3 4 号	けの上種	呈、説明	1、質疑	、討論	、採決			•••••	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • •		(	6 1
○議案第:	3 5 号	けの上種	呈、説明	]、質疑	、討論	、採決	:		•••••	•••••				(	5 2
○議案第:	86号	けの上種	呈、説明	]、質疑	、討論	、採決	:		•••••	•••••				(	6 4
○議案第:	3 7 号	けの上種	呈、説明	]、質疑	、討論	、採決	:		•••••	•••••				(	5 5
○議案第:	8 8 号	けの上種	呈、説明	]、質疑	、討論	、採決	:		•••••	•••••				(	5 7
○議案第:	3 9 号	けの上種	呈、説明	]、質疑	、討論	、採決			•••••	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •			(	8 8
○議案第△	4 0 号	けの上種	呈、説明	月、質疑	、討論	、採決	:		•••••	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •			7	7 1
○議案第△	4 1 号	けの上種	呈、説明	月、質疑	、討論	、採決	:		•••••	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •			7	7 3
○議案第△	4 2 号	けの上種	呈、説明	引、質疑	、討論	、採決	:		•••••	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		7	7 9
○同意第二	1号の	上程、	説明、	質疑、	討論、	採決 …	••••		•••••	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		{	3 1
○次会日和	星の報	8告 …		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •			•••••	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •			{	3 2
○散会の質	宣告	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •			•••••	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •			{	3 2
ŧ	汝	会	(午前1	1時2	2分)		••••		•••••	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		{	3 2
5 5	<b>第</b> 8	日 6	3月14	日(木	曜日)										
○議事日和	呈 …	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		•••••		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	••••		•••••	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		{	3
○出席議員	<b>∮</b> …	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		•••••		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	••••		•••••	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		{	3
○欠席議員	<b>∮</b> …	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •			•••••	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •			{	3 3
○地方自治	台法第	§12	1 条の規	見定によ	り説明	のため	出.	席した者の	職氏名	<b>;</b>			•••••	{	3 3
○職務のか	きめ出	は席した	を者の職	战氏名 .		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	••••		•••••	• • • • • • • • •			•••••	{	3 4
B	昇	議	(午前	9時0	0分)			• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •				8	3 5
○開議の賃	宣告									• • • • • • • • •				{	3 5
○閉会中の	り継続	調査の	の申し出	······					•••••	• • • • • • • • •	• • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		{	3 5
○町長挨掛	<u> </u>			•••••				• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	•••••	•••••	• • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		{	3 5
○閉会の質	言告									• • • • • • • •				8	3 7

閉	会 (午前	前 9時10分)	8	3 7
---	-------	----------	---	-----

平成30年第2回千代田町議会定例会を次のとおり招集する。

平成30年6月1日

千代田町長 高橋純一

- 1. 期 日 平成30年6月7日
- 2. 場 所 千代田町議会議場

# ○ 応 招 · 不 応 招 議 員

# ○応招議員(12名)

1番	大	澤	成	樹	君	2番	酒	巻	広	明	君
3番	橋	本	和	之	君	4番	大	谷	純		君
5番	森		雅	哉	君	6番	][[	田	延	明	君
7番	襟	JII	仁	志	君	8番	小	林	正	明	君
9番	柿	沼	英	己	君	10番	細	田	芳	雄	君
11番	青	木	或	生	君	12番	髙	橋	祐		君

# ○不応招議員(なし)

# 平成30年第2回千代田町議会定例会

# 議事日程(第1号)

平成30年6月7日(木)午前9時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 一般質問

## 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

# ○出席議員(12名)

1番	大	澤	成	樹	君	2番	酒	巻	広	明	君
3番	橋	本	和	之	君	4番	大	谷	純	_	君
5番	森		雅	哉	君	6番	][[	田	延	明	君
7番	襟	JII	仁	志	君	8番	小	林	正	明	君
9番	柿	沼	英	己	君	10番	細	田	芳	雄	君
11番	青	木	或	生	君	12番	髙	橋	祐	$\equiv$	君

# ○欠席議員(なし)

# ○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町		長	高	橋	純	_	君
副	町	長	坂	本	道	夫	君
教	育	長	岡	田		哲	君
総	務談	果 長	石	橋	俊	昭	君
財	務談	果 長	柿	沼	孝	明	君
住」	民福 祉	課長	森		茂	人	君
健周	妻子ども	き課長	茂	木	久	史	君
環境	竟下水道	道課長	栗	原	弘	明	君
経	済 誹	果 長	荒	井		稔	君
都ī	<b>市整備</b>	課長	荻	野	俊	行	君

 
 会計管理者 兼会計課長
 小 暮 秀 樹 君

 教育委員会 事務局長
 宗 川 正 樹 君

○職務のため出席した者の職氏名

 事務局長
 田村恵子

 書記
 荒井美香

 書記
 久保田新一

開 会 (午前 9時00分)

#### ○開会の宣告

○議長(髙橋祐二君) おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、ただいまから平成30年第2回千代 田町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

#### ○諸般の報告

○議長(髙橋祐二君) 日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

今定例会に付議される案件は、町長提案の専決処分事項4件、報告2件、条例改正7件、補正予算 2件、人事案件1件であります。

議員派遣につきましては、お手元に配付いたしました議員派遣結果報告書のとおり、1件の派遣を 行いました。

続いて、例月出納検査結果報告については、平成29年度1月分、2月分及び3月分が監査委員よりなされておりますので、報告いたします。

出席説明員については、今朝ほど配付いたしました一覧表のとおりであります。

以上で諸般の報告を終わります。

#### ○会議録署名議員の指名

○議長(髙橋祐二君) これより日程に従い議事を進めます。

日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

今定例会の会議録署名議員は、千代田町議会会議規則第125条の規定により、

5番 森 議員

6番 川田議員

以上、2名を指名いたします。

#### 〇会期の決定

○議長(髙橋祐二君) 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は、本日から14日までの8日間といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(髙橋祐二君) ご異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は本日から14日までの8日間と決定いたしました。

## 〇一般質問

○議長(髙橋祐二君) 日程第3、一般質問を行います。

質問の順序は、通告順といたします。なお、質問は全員一問一答方式で行います。

最初に、8番、小林議員の登壇を許可いたします。

8番、小林議員。

[8番(小林正明君)登壇]

○8番(小林正明君) これより一般質問させていただきます。8番、小林でございます。

新規就農者への支援と今後の農業についてお尋ねいたします。主業農家が大きく減少する、高齢化が進行している、農業が厳しい状況に直面している中で、持続可能な力強い農業を実現するためには、農業生産を支える経営体、そして農地集積、多様な農業者の確保、新規就農者の確保、地域における担い手の確保、そして何より基本となる人と農地の問題を一体的に考え、解決していく必要があると考えております。つきましては、以下のように質問いたします。

新しい雇用環境の創出成果目標についてお尋ねいたします。人口ビジョン及び総合戦略の中で、施 策の展開と提示されているものであります。新しい領域のチャレンジ支援、4項目の現状についてお 尋ねいたします。農業経営法人化支援事業、就農支援事業、6次産業化推進事業、そして人材バンク 登録事業等であります。よろしくお願いいたします。

#### 〇議長(髙橋祐二君) 高橋町長。

[町長(高橋純一君)登壇]

○町長(高橋純一君) 皆さん、おはようございます。ただいま小林議員の質問にお答えいたします。本町では、千代田町まち・ひと・しごと総合戦略の中で、新しい雇用環境の創出を基本目標に各種施策を進めております。以前にも何度かお話ししたと思いますが、本町の特性を生かしながら、主に農業分野での新しい領域や事業へのチャレンジを支援する新しい領域へのチャレンジ支援といたしまして、農業経営法人化支援事業、就農支援事業、6次産業化支援事業、人材バンク登録事業の4つの事業について推進しているところであります。

各事業の現状につきましてでありますが、就農支援事業について1名の該当者がおりました。国の同様の事業、農業次世代人材投資事業についても該当となり、補助金についても有利である国の事業において支援させていただきました。

また、6次産業化支援事業についても1名の相談者がおりましたが、加工の工程において難しいという本人の判断によりまして、相談の段階で断念することとなりました。

相談件数についても、まだまだ件数が少ない状況でありますので、今後も引き続き町の広報紙やホームページ等を利用し、広く周知していくこととともに、県の関係機関やJAと連携し、意欲を持った方の目線で幅広い内容に対応できる相談体制の整備に努めてまいりたいと思います。

以上です。

- 〇議長(髙橋祐二君) 8番、小林議員。
- ○8番(小林正明君) ありがとうございました。

なかなか実績をつくるのには、まだまだ時間がかかる、そして努力が必要かと思います。いずれに しましても、新しい農業形態をもっともっと新しい農業形態にするべく、今後また努力をよろしくお 願いしたいと思います。

次の質問に入ります。農業の次世代育成についてお尋ねいたします。一部質問内容としてかぶると ころがあるかと思いますが、地域農業マスタープラン、人・農地プランの策定についてお尋ねいたし ます。農業のすばらしさ、そしてその魅力を若者たち、特に最近ではよその自治体における活動等の 内容を見ていますと、農業女子、積極的に農業にチャレンジする方で、若い女性だけではないですが、 中年に入った領域の方もいらっしゃるようですが、いろんな事例を目にします。

そういったことで、千代田町として農業の次世代の育成についてお尋ねいたします。あわせて人・ 農地プランの策定、地域農業マスタープランについてお尋ねいたします。よろしくお願いいたします。

# 〇議長(髙橋祐二君) 高橋町長。

「町長(高橋純一君)登壇]

**〇町長(高橋純一君)** 初めに、農業の次世代育成についてでありますが、本町の農業を維持発展させていくためには、農業者の次世代育成ということが重要な課題であると考えております。本町といたしましても老若男女に関係なく、最近の就農形態の多様化に対応した相談業務を町とJA、館林地区農業指導センターと連携し、就農希望者の意向に沿った相談を行ってまいります。更に、ちよの会、農業委員会、認定農業者、そしてJAと連携をとり、周知を行っております。

また、東京都内において、農業を志す多くの就農希望者が集う新農業人フェアが年2回開催されております。ここでも館林市と邑楽郡5町、そしてJAと連携し、邑楽館林のPRを行いながら、一人でも多くの就農者が確保できるよう就農相談に出向いているところであります。

また、人・農地プラン、いわゆる地域農業マスタープランの策定については、平成24年から国において事業をスタートしたものでありますが、本町においても平成24年度にプランの策定を行っております。これは、5年後、10年後を見据えた地域農業のあり方を示した地域農業の未来の設計図を作成し、農業関係者が一体となって議論する好機として、地域の実態に即した実効性のあるプランの作成や実現に向けた取り組みを行うというものであります。なお、このプランに地域の中心となる経営体を位置づけることで、新規就農者の支援や農地集積の事業を受けることができるというものであります。

本町といたしましても、本事業のメーンとなる地域の話し合いを積極的に実施し、地域の担い手の確保、また新規就農者の支援という重要課題について更に推進してまいりたいと思っております。

### ○議長(髙橋祐二君) 8番、小林議員。

○8番(小林正明君) ありがとうございました。今年度の群馬県の予算編成の中で、群馬県の農政部関係として3つほど項目が上がっておるのを見させていただきました。担い手への農地集積集約化、そしてはばたけ「ぐんまの担い手」支援、新規就農者確保就農促進対策とあります。それから、町長の回答の中の意味にもあるかと思いますが、県の中で青年等就農計画認定制度(認定新規就農者制度)とあります。これは、認定新規就農者に対する支援措置、農業を始めたい皆さんを応援しますとあります。こういった県の支援制度を十分認識して活用されていると思いますけれども、今後とも十分検討されて、次世代農業の就農者が出るように今後ともご努力をお願いしたいと思います。

続きまして、農産物の新たな品目の考えについてお尋ねいたします。米、麦、あるいはキャベツ、白菜等々、主要農業の品目としてあるわけですが、新たな展開として稼げる農業、より稼げる農業、そして冬場にも稼げる農業等々を考える必要があるかと思います。先般といいますか、周りでいろいろ情報なり、私なりに見させていただいたり、情報をネットで見る、新聞で見る等々しているわけですけれども、その中でこれからはやはり通常の野菜以外にオーガニック野菜、そして南国フルーツ、例えばマンゴー、パッションフルーツ、シークワーサー、メロン、イチゴ、ブルーベリー、アボカド、パパイヤ、ラ・フランス、オリーブ、ズッキー二等々が考えられます。オーガニック野菜は、またいろんな種類が出ております。要は農地を有効活用する、あるいは遊休農地として残念ながら不耕作されている土地を活用するとか、新たな稼げる農業、新たな商品展開、後で質問させていただきますけれども、6次産業化も観光農園も含めてそうなのですが、要は働いて楽しい稼げる農業、これから新しいというか、新規就農者はやはり一番念頭にあるのは楽しい農業、そして働ける、稼げる農業、そういうことをイメージしていると思いますので、ぜひとも新しいチャレンジをできるような仕掛けというか、仕組みづくりといいますか、町がどのように考えているのかお尋ねいたします。よろしくお願いいたします。

#### 〇議長(髙橋祐二君) 高橋町長。

[町長(高橋純一君)登壇]

#### ○町長(高橋純一君) 議員の質問にお答えいたします。

農業だけでなくて、いろんな部分でまず稼げる、ビジネスというのは稼げると楽しいというのが基本にあると思うのです。稼げないことを繰り返しても、やはり楽しくないという部分もあろうかと思うのですけれども、群馬県が策定した「野菜王国・ぐんま」推進計画では、担い手が育つ、もうかる野菜経営と活力ある野菜産地の実現を基本理念といたしまして、県内における野菜産地の発展を目指しております。この計画では、野菜の栽培品目の特徴や地域性を生かした戦術的な産地の生産振興を支援するために、キュウリ、トマト、ナス、イチゴ、キャベツ、ホウレンソウ、レタス、ネギ、以上が重点8品目に、白菜、二ガウリが邑楽館林地区の地域推進品目として指定されております。戦術的かつ総合的に推進しているところであります。

米麦の生産が主流の本町においては、近年米麦以外の野菜で比較的に多く出荷されているのは、白

菜、二ガウリ、キュウリ、ナス、トマト、イチゴなどが実績のある野菜関係であります。特に白菜については、40年来の高値が2年続いたと伺っております。本町でも青パパイヤやパッションフルーツを試験的に栽培された方の中には、収穫することができたという方がおられることは聞いておりますが、これが生産、いわゆる出荷が目的ということになりますと、規模の拡大や販路の確保など、農業経営にかかわるさまざまな問題があり、新たな農産物の生産に至らないのが現状であると考えております。

就農と一言で済ませるわけにはいきませんので、私も農業経験者なのですけれども、農業の基本は 土づくり、そのほかにもいろいろあると思うのです。農家の方のご苦労もいろんな部分があると思う のですけれども、機械化が進む中でも、労力は想像以上に考えます。農業に関しては、これは机上の 空論では就農は増やすことはできないと考えております。そう考えていきますと、経験者が寄り添い、 土づくりから出荷までを指導することが大切と考えています。

本町といたしましても、新たな農産物の生産に意欲を持った農業者に対しまして、相談対応や事業 支援などの体制を整備することは重要でありますので、JAや館林地区農業指導センターと連携し、 取り組んでいきたいと考えております。

〇議長(髙橋祐二君) 8番、小林議員。

**〇8番(小林正明君)** 丁寧なご答弁ありがとうございました。十分努力されている内容でありました。ありがとうございます。今後ともご努力を継続してお願いしたいと思います。

次の質問に入ります。スマート農業の導入についてお尋ねいたします。先ほど町長の答弁にありました。農業は大変な労力がかかる、土づくりから農業支援者の協力もなければならない等々たくさん条件があるかと思います。特に農業は3Kか4Kか5Kか、人によっては見方はいろいろあるかと思いますが、いわゆる危険、汚い、あるいは過重労働等々、たくさん項目を挙げればあるかと思います。そういった中で、新しい人たちが新しいアイデアで、今はまさにIT社会になっております。農林水産省においてもスマート農業、スマートという意味は、直接解釈は、僕は賢いと思っています。いわゆる情報通信技術を使ったスマート農業の実現に向けた研究会を立ち上げておるようであります。夢物語として捉えることはあっても、それを少しでも実現化するための考え方といいますか、ロボット技術、ICTを活用して、省力化、そして高品質な生産を実現するための新しい農業、次世代農業をつくる必要があるかと思っております。

まだ量産化といいますか、事業化では難しいところがあるかと思うのですが、実際これは前橋の中央農業グリーン専門学校というところがありますが、少ない労力でたくさん生産できるスマート農業。少しだけ読んでみます。農作物の栽培にコンピューターを活用するスマート農業が注目されている。室温や水の量、栄養分などをコンピューターで管理するため、少人数で無駄なく野菜をつくれる新しい農業であります。ここで中央農業グリーン専門学校がやっているのがメロンなのです。いわゆるハウスメロンであります。ハウス内に置いたセンターで、養分の量、水温、ハウスの温度などを管理し

ていく。要は高効率な経営であるということであります。今後新しい産業として捉えたときに、農業は魅力ある産業であると。そのためにも新しい仕組み、こういったことも先ほど申し上げましたが、 農林水産省も2年、3年前ぐらいからでしょうか、力を入れ始めていますので、ぜひ先取りする気持ちでやられたらよろしいのかなと思いますので、もし考えがありましたら、スマート農業の導入についてお尋ねしますので、ご回答をよろしくお願いいたします。

#### 〇議長(髙橋祐二君) 高橋町長。

[町長(高橋純一君)登壇]

○町長(高橋純一君) 議員の質問にお答えいたします。

先取りをするこのスマート農業ということで、私も学生時代に、今から40年前になるのですけれども、私が行っていた高校が先取りをしまして、マスクメロンをバイオテクノで栽培したことがありました。先生に教わりながら私もやったことありましたけれども、40年前のバイオというのはちょっと早過ぎたのです。これ先取りし過ぎてしまったわけです。そういう部分では、スマート農業については、ロボット技術は、今現在ですけれども、技術やICT等の先端の技術を活用して、超省力化や高品質生産等を可能にする新たな農業としております。

具体的には、通信機器と小型センサーで最適な時期を見きわめて、自動で収穫をする収穫ロボットや、さまざまな地形で活躍する農業用ドローン、農地を自動で走る自動運転農機、温室を一定の環境に保つ環境制御技術などであります。

今後の農業をめぐる担い手の高齢者や新規就農者の不足等の厳しい状況の中、農業を魅力ある産業とするとともに、担い手がその意欲と能力を存分に発揮できる環境を創出していくことが、先ほど想像以上の労力かかると申しましたが、新たな農業の形であると認識しております。

しかしながら、設備投資などに膨大な費用が必要となり、コストの問題を初め、国内で抱えている TPPや生産調整、薬害、大規模経営、自然災害等々さまざまな課題が考えられます。今後も各関係 機関による研究や国の動向を注視してまいりたいと考えております。

〇議長(髙橋祐二君) 8番、小林議員。

**○8番(小林正明君)** ありがとうございました。時間があと18分ですので、まだ2つありますので、 次の質問に移らせていただきます。

6次産業化とブランド化の考えについてお尋ねいたします。先ほど町長からの説明がございましたキュウリ、トマト、ナス、ホウレンソウ、ネギ、そして売り上げの大きいもの、白菜、二ガウリ等々がありますよと。米麦以外ですね。私先ほどから申し上げたのは、そういう意味では新しい農産物ということでイメージしてお話ししたわけですが、これら6次産業化、いわゆる加工食品といいますが、先般町長の母校であります高校で産業祭のときに、プリン、それからジャムが4種類ありましたでしょうか。プリンもありました。私全部それ購入しまして、試食させていただきました。非常においしかった。昨今、今朝も実は飲んできたのですが、マンゴーのジュースを飲んできました。人それぞれ

好き嫌いがありますので、全てそれがいいとは言いませんけれども、やはりおいしいもの、そして滋養のあるもの、好まれている時代に入ってきたように思います。

話を戻します。6次産業化、ブランド化の考えについてお尋ねいたしますということなのですが、生産、加工、販売を一体化して、付加価値のある仕事になってほしいなと思う次第であります。県においても群馬の6次化商品カタログを発行しております。経営者の考え方、そして現在の事業規模と、そして今後の展開等々がそこに記されております。昨晩もしっかり読ませていただきましたが、要は夢へのチャレンジ支援として、県としても県農政部、ぐんまブランド推進課というのがあります。ぜひともこの邑楽郡というか、千代田町で新しい農産物の商品化といいますか、生産をすることによって稼げる事業ができる、例えば前橋で先般、何カ月前ですが、前橋の山本市長がフルーツ団地をつくるという記事を読ませていただきました。その中に、今私が申し上げたような南国フルーツなんかも入っておりました。いずれにしましても、地元近辺でいうと太田でオリーブ園をやっている、板倉で、あるいは明和でということで、たくさんそういう事例が出ております。赤城の南面に行きますと、いろんな農場、農業法人がございます。

先般もある農業法人を訪ねて行ってきましたけれども、それは時間の関係上、今回は省略しますけれども、話しませんけれども、いずれにしても新しい産業を目指してやっていく、そのためには避けて通れないのが6次産業化であると。すなわち誰もが魅力が出て、そして先ほどお話しさせていただきましたが、スマート農業の導入で省力化できて高効率な生産ができる、そして付加価値をある商品化ができる、これが6次産業化とブランド化の考え方だと思いますので、質問が長くなりましたけれども、答弁をよろしくお願いいたします。

#### 〇議長(髙橋祐二君) 高橋町長。

[町長(高橋純一君)登壇]

○町長(高橋純一君) 6次産業化につきましては、農畜産物、水産物の生産だけでなく、職員確保、流通、販売にも農業者が主体的かつ総合的にかかることとされております。そこで、6次産業化を志す農業者の支援策といたしまして、本町ではまち・ひと・しごと総合戦略事業の中の新しい領域へのチャレンジ支援において、6次産業化推進事業を盛り込んでおります。ここでは地域の活性化を図るために、地元産の農産物を取り入れた新商品の開発費用に要した経費の2分の1の補助を交付するというものであります。なお、上限は300万円となっております。

また、県においては群馬県6次産業化チャレンジ支援事業として、6次産業化にチャレンジしようとする農業者が早期に事業化を実現できるよう、コンペ方式で選考した最優秀プランに対し、補助金を交付するというものであります。

なお、補助率は補助対象事業費の2分の1で、補助限度額は200万円となっております。本町としては、県やJAなどの関係機関と連携しながら支援することで、農業者の方が新しい領域、事業へのチャレンジができるよう環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

また、ブランド化につきましては、白菜ではJAが出荷している邑美人が首都圏を中心に好評をいただいているところであります。また、二ガウリ、ゴーヤについても農事組合法人木崎を中心に栽培されております。高い評価をいただいております。できればこのような農産物を中心に、町の特産物としてJA及び館林地区農業支援センターと連携し、推し進めてまいりたいと考えております。

私もちよの会とか認定農業者、農業委員の方とか行き会うたびに、6次産業のお話は、何か工夫してやりませんかという話は私のほうからもさせていただいています。ぜひこれを地元を担う農業の方たちも、農家の方たちにも推し進めていければと、こう考えております。

以上です。

- ○議長(髙橋祐二君) 8番、小林議員。
- ○8番(小林正明君) ありがとうございました。

特定な会社名はちょっと申し上げませんけれども、ある町でみずから生産したブルーベリー、イチジク、タケノコを活用した加工食品の製造販売をして、評価いただいている方の記事も読ませていただいています。いずれにしましても、新しいことを始めるということは大変な努力、そしてお金がかかることであります。地元においても、某イチゴ園において端境期はどうしているかといえば、当然野菜をいろいろつくっています。そして、単体では売れないイチゴがイチゴジャム化して、それを通年販売する、あるいはほかの野菜でも同様に確保する等々しているところがあるようであります。

私それをできるだけ、量は買えませんけれども、少しでも購入して、自分でも食べるようにしております。そして、これからやはり雪害対策ということも当然あるわけですけれども、温室栽培をすることによって、より効率的な仕事、稼げる新しい農業ができるのかなと思いますので、その方面のご努力としますか、ご指導といいますか、ご支援をお願いしたいと思います。いわゆる温室栽培ですね。これは、先ほど申し上げた南国フルーツ等は当然のことでありますが、ほかでも言えることであります。ぜひその辺もよろしくお考えいただきたいと思います。

それでは、最後の質問に入らせていただきます。観光農園の考え方についてお尋ねいたします。群 馬県内においてもたくさん観光農園、そして道の駅等がございます。今回私がお願いというか、質問 させていただきたいのは観光農園の考え方、農産物、果物等の収穫体験や販売加工品の販売、飲食、 そしてバーベキュー等ができる、こういったものをイメージするわけであります。町を挙げて、町長 の基本的な施策、方針の中に、交流人口の増加、にぎわいのあるまちづくりにも非常に効果的である と考える次第であります。

そういった中で、何をやればいいのかというのが、まさしくこれから本当に全員参加型で考える必要があると思います。これは、全国商工会連合会主催だそうですが、次世代地域リーダー塾というものがあるそうです。そして、そこに参加したある青年の話をちょっと取り上げたいと思います。野菜を通して千代田町を活性化したい、何とか地元に恩返しがしたいという考えであります。今後の目標として、今その方は野菜一生懸命つくって、千代田のふるさと納税に役立っている方でもあるかと思

いますが、今後の目標としてはリーダー塾で学んだ逆転の発想で頑張ってみますと。観光農園をつくること、そして収穫体験や加工品の販売ができたり、バーベキュー場も備えたり、1年中楽しめる施設ができたら最高です。町の活性化にも役立つことができると思いますと言っております。ぜひともこういった考え方を捉えて、町として今後にぎわいのあるまちづくりの基本となる人を呼び込むことができる、東武トップツアーズにおいても常に満席といいますか、定員をフルに参加する、そして我々ももてなしをさせていただきましたけれども、それが常態化できるような考え方、すなわち観光農園の考え方についてお尋ねいたします。よろしくお願いいたします。

#### 〇議長(髙橋祐二君) 高橋町長。

[町長(高橋純一君)登壇]

〇町長(高橋純一君) 観光農園の質問ですが、観光農園についてでありますが、観光農園とは観光 客等の第三者を対象に、みずから生産をした果物、芋、野菜などの農産物を圃場において収穫等一部 の農作業を体験させ、または鑑賞させて対価を得る農園のこととあります。議員の皆さんもご存じの ように、今年の3月には今年で3回目となります都内の観光会社が主催の体験ツアーが実施されました。 町の食生活改善推進員によるいちご大福づくり体験、新福寺の農園でのイチゴ狩り、そしてサントリーでの工場見学と試飲ができるツアーとして都内を中心とした81名の方が来町されました。なお、ツアーに参加されたほとんどの方からは、満足したと。大変好評だったと聞いております。現在千代田町においても、観光農園というところはありませんが、引き続き農作物の体験など、観光関係業界にPRするとともに、今回のような体験等の要望がありましたら、おもてなしの心を持って積極的に対応してまいりたいと考えております。

先ほど議員が述べられたように、観光農園も今後情熱を持った方が町内にもいますので、今年度経済課に初めて観光係というのを設置いたしました。その辺も含めて、その方ももちろん経済課の管轄にありますちよの会とか、いろんな団体に所属しております。早速その方とも経済課の観光係と打ち合わせをさせていただきながら進めていければと、こう考えております。

いずれにしても、そういう町に情熱を持った方、先ほど述べられたようにバーベキューと野菜を通 して千代田町に貢献したいと、こういう熱意を持った方をぜひ行政としても支援していきたいと思っ ていますので、積極的に今後もバックアップしていきたいなと、こう考えております。

- 〇議長(髙橋祐二君) 8番、小林議員。
- ○8番(小林正明君) いろいろご回答ありがとうございました。

まとめであります。町を活性化する、今回移住、定住の話はしませんでしたけれども、当然重要なことであります。私たちの町が住んでよかった千代田町、あるいは今後とも住みやすい、住んでみたい、住んでいたい、そういった千代田町をつくるためには、町長の言うところのご近所さんを含めた協力、当たり前のことなのですけれども、やはり生活の視点となる、稼げる、収入がしっかりとれる、そういった事業が大事かと思っています。

そして、昨今の若い世代の考え方というのは、我々の時代よりもはるかに多様化しておりまして、 思いもつかぬ方向に動く人もいらっしゃいます。何も都市部ばかりが全てではないのです。先般南牧 村のほうにも行ってきましたけれども、限界集落と言われるところを見ても、それからいろんな情報 を見ても、まだまだやれるところ、そして少数でも生きていけるところというのはあるのです。千代 田町はまだまだ1万一千数百ありますので、これらの人口を減らさないように、増やせるように、そ して皆さんが住みやすいように、ぜひともベースとしては稼げる農業、稼げる自治体であってほしい なと思います。どうもありがとうございました。

これで一般質問を終わりにいたします。ありがとうございます。

○議長(髙橋祐二君) 以上で8番、小林議員の一般質問を終わります。

続いて、4番、大谷議員の登壇を許可いたします。

4番、大谷議員。

[4番(大谷純一君)登壇]

○4番(大谷純一君) 改めまして、おはようございます。4番、大谷でございます。議長の許可を いただきましたので、一般質問をさせていただきたいと思います。

最初に、PTA役員の皆様のご労苦に対して敬意を表しますとともに、負担軽減の観点から一般質問をすることをお断り申し上げさせていただき、質問に入らせていただきたいと思います。

PTAの役割とその是非について教育長にお尋ねします。昨今少子化による児童数、生徒数減少と 夫婦による共働きの影響で、PTA役員のなり手不足が問題となっています。そこで、幾つかの問題 点を提起したいと思います。

まず、PTAの定義ですが、各学校で組織された保護者と教職員、児童を含まないとありますが、 による社会教育関係団体のことであり、結成や加入を義務づける法的根拠はなく、全ての児童生徒の ためのボランティア活動というのが基本のあり方であると言われております。教育長、間違いありま せんか。

〇議長(髙橋祐二君) 岡田教育長。

「教育長(岡田 哲君)登壇]

○教育長(岡田 哲君) 質問にお答えいたします。

PTAとは、先ほど委員が述べられたとおり、各学校で組織された保護者と教職員による社会教育関係団体です。任意加入の団体であり、結成や加入を義務づける法的根拠がなく、全ての児童生徒のためのボランティア組織であります。その理念と目的は、保護者と教職員が学び合うことで教養を高め、その成果を家庭、学校、そして地域に還元し、児童生徒の健全な発達に寄与することです。同時に、民主的な方法で運営することから、PTAは民主主義の演習の場であるという側面を持っています。

以上でございます。

- 〇議長(髙橋祐二君) 4番、大谷議員。
- ○4番(大谷純一君) そこで、本町のPTAについてお尋ねします。

私は、約30年前に千代田中学校を卒業しましたが、生徒数は現在当時の約半分になりました。小学校もしかりです。児童数、生徒数は半減しましたが、PTAの役員数は時代の趨勢に合わせて増減しているのでしょうか。教育長、ご答弁をお願いします。

〇議長(髙橋祐二君) 岡田教育長。

[教育長(岡田 哲君)登壇]

○教育長(岡田 哲君) ご質問にお答えいたします。

資料が残っている範囲での比較となりますけれども、東小学校に関しましては本部役員の定数は平成23年から変更ありません。また、地区役員は平成23年度から29年度までは全体で53名でしたが、今年度から企画委員12名、専門委員12名、計24名と半数以下になりました。その理由としましては、今後数年、児童数が著しく減少する見込みであり、役員の負担を軽減するための変更ということです。

西小学校に関しましては、本部役員の定数は平成10年度と比較しますと、副会長が1名増となっております。また、地域役員、学年委員につきましては、平成10年度が68名、今年度が67名となっており、ほぼ同数であります。

中学校に関しましては、平成43年にPTA会則が作成されて以来、役員の人数につきましては変更された記録がございません。役員数は本部役員と地区役員を含め、約90名となっているのが現状でございます。

以上でございます。

〇議長(髙橋祐二君) 4番、大谷議員。

○4番(大谷純一君) 先ほども教育長のご答弁ありましたが、次になり手不足の問題についてお尋ねします。

西小学校の場合、本部役員12名、学年役員36名、専門部員31名、地区役員31名、合計110名の役員がいる大所帯です。中学校では本部役員10名、監査4名、運営委員18名、学年委員6名、地区委員63名、合計101名もの役員がいらっしゃいます。平成30年4月の千代田中学校生徒数は317名ですので、保護者3人に1人が何らかの役員という数字であります。PTA役員の目に見えた活動は、運動会の設営や運営補助、持久走大会の交通整理などのほか、部活動の大会応援などの遠征や機関誌の発行などもあります。また、レクリエーション的なものでは、ソフトバレー大会などの行事が主なものだと思いますが、これだけの人数を供出する必要があるのでしょうか。人数を多く確保しなくてはならないからなり手が不足するのではないのでしょうか、教育長、お考えをお願いします。

〇議長(髙橋祐二君) 岡田教育長。

[教育長(岡田 哲君)登壇]

○教育長(岡田 哲君) 質問にお答えする前に、先ほど中学校のところで、平成43年PTA会則と

いうふうに発言しましたけれども、平成ではなくて昭和43年PTA会則が作成されて以来ということですので、訂正させていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

続きまして、役員数が多過ぎるのではないだろうかというご質問だと思うのですけれども、質問にお答えしたいと思います。先ほど答弁いたしましたけれども、PTAとは児童生徒のために保護者と教職員が学び合うことで、教養を高め、その成果を家庭、学校、そして地域に還元し、児童生徒の健全な発達に寄与する組織であります。その活動は、学校内外において多岐にわたったため、保護者、教職員が役割分担をそれぞれ担うためには多くの専門部が必要になってきます。

また、会長が1人でその責務を引き受けるのではなく、多くのバックアップが行えるよう、中学校では副会長が4ないし7名となっております。役員数につきましては、東小学校で今年度大幅に地域役員を減らしましたが、それぞれのPTAには会則があり、委員会等で決議し、総会の承認をもって変更することが可能であります。各学校のPTAの役員の方々が多過ぎるというお考えをお持ちであれば、東小学校のように削減の方向に進んでいくと思います。

なお、PTAは社会教育関係団体でありますので、社会教育法第10条の規定により、公の支配に属さない団体となります。自律した運営が求められているため、教育委員会といたしましてはPTA会員の意思により運営されるべきと考えているところであります。

どうぞよろしくお願いいたします。

〇議長(髙橋祐二君) 4番、大谷議員。

○4番(大谷純一君) 次に、役員の選出方法についてお尋ねします。

PTAの理念では、先ほど教育長がおっしゃいましたけれども、保護者と教員が学び合うことで教養を高め、成果を家庭、学校、地域に還元すること、児童生徒の健全な発達に寄与すること、同時に民主的な方法で運営するという設計思想があり、PTAは民主主義の演習の場であるという側面をあわせ持つと教育長おっしゃいました。例えば西小学校の学級役員を選出する際、最初は立候補を受け付け、次に立候補者がいない場合は、児童生徒の名簿一覧が配布され、そこには過去に本部役員や学級委員、地区役員をやったことがある人に印がしてあり、それをもって誰が望ましいか投票してくださいと通知が来ます。つまり魔女狩りみたいなものでやっておるわけですが、やっていない人が一目瞭然なわけです。この選出方法が民主的な方法であると教育長はお考えでしょうか。

〇議長(髙橋祐二君) 岡田教育長。

[教育長(岡田 哲君)登壇]

○教育長(岡田 哲君) ご質問にお答えいたします。

各学校によって役員の選出方法は異なりますが、本部役員においては前年度の役員に応じて、次年度の役員を割り振る方式や前年度の本部役員の方々が声掛けを行った後に、委員会で会長、副会長等を選出する方法などがあります。また、地区役員、学年委員等については全員にアンケートをとった後に、学年代表委員が調整したり、その他立候補や推薦制度、話し合いなど抽出方法はさまざまです。

学校によって選出方法を見直しているところもありますが、地区役員などについては基本的に立候補により決定することが望ましいと思います。しかし、立候補が少ない場合には、推薦方式によって決められる場合もあります。これは、少しでも多くの保護者の声を活動に反映させたいというPTAの考えのようであります。PTAは、あくまで自主的、民主的に運営される団体でありますので、抽出方法を見直すべきという声が強まれば、PTAの会議の中で協議されるものと考えております。

どうぞよろしくお願いいたします。

- 〇議長(髙橋祐二君) 4番、大谷議員。
- ○4番(大谷純一君) 次に、PTAの是非について質問したいと思います。

冒頭で、PTAの結成、加入を義務づける法的根拠はないと確認しました。西小学校、中学校のPTA総会資料にそれぞれ会則が載っていますが、確かに児童生徒の保護者は、当校の児童生徒に子供がなった場合はPTAに加入しなければならないとは一言も書いていません。つまり任意ということになります。しかしながら、毎年5月になりますと、西小学校ではPTA会長名によりPTA会費、安全互助会費納入について(お願い)という通知が来ます。中学校では、PTA会長名によりPTA会費並びに体育文化後援会費の集金についてという通知が来ます。

西小学校と千代田中学校の通知の本文を朗読したいと思います。西小学校の場合ですが、新緑の候、PTA会員の皆様にはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。また、日ごろから本校のPTA活動にご理解、ご協力を賜り、深く感謝申し上げます。さて、標記の件につきまして、確認の上、間違いのないよう下記のとおり納入をお願いしますとあります。中学校の場合ですが、PTA会費並びに体育文化後援会費の集金について。新緑の候、会員の皆様におかれましてはますますご清栄のこととお喜び申し上げます。日ごろより本校のPTA活動に対してご支援、ご協力を賜りまして、感謝の意を表します。さて、PTA会費の納入につきましては、一括納入をお願いすることになっています。また、体育文化後援会費の納入につきましては、分割納入、前期1,500円、後期1,000円をお願いすることになっています。学校にて集金いたしますので、ご協力をよろしくお願いいたします。なお、他の集金もあり、5月の集金の金額が多くなりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。なお、他の集金もあり、5月の集金の金額が多くなりますので、今年度はPTA会費については5月の定例集金で、体育文化後援会費については6月の定例集金で集めさせていただきますとあります。西小学校ではお願いと書いてありますが、本文中には、加入は任意ですとかということは書いていません。中学校においては、お願いすることになっていますという会費納入が既成事実で当たり前だという表現になっていて、ほぼ強制と言って間違いありません。教育長、これでも任意と言えますか。ご答弁をお願いします。

〇議長(髙橋祐二君) 岡田教育長。

[教育長(岡田 哲君)登壇]

○教育長(岡田 哲君) ご質問にお答えいたします。

最初の質問でもお答えしましたけれども、PTA活動の理念と目的は、保護者と教職員が学び合う

ことで教養を高め、その成果を家庭、学校、そして地域に還元し、児童生徒の健全な発達に寄与することでその目的を達成するためにも、全ての保護者の加入が必要ということで加入していただいているのだと考えております。また、町からも補助金を支出しております。各学校のPTA活動をバックアップしているところであります。

先ほどPTAの加入は強制的ではないだろうかというふうに議員さんから発問がありましたけれども、先ほど申し上げましたように任意団体でありますので、その辺が正しく理解されているのかどうかは、自分たちのほうで判断していただけるとありがたいなというふうに考えているところです。

いずれにしましても、PTAというのは、歴史を振り返りますと、戦後の私の知っている限りでは、GHQの民主化の中で、学校を民主的に運営するためにPTAというのがアメリカに存在していて、それを日本も入れてやったほうがいいのではないかということで全国的に広がった組織であるというふうに聞いております。その目的が、忙しいとか、それぞれの地域で実態に合わなくなってきているのではないかというようなご意見があるのであれば、それは本来の趣旨に戻って、自分たちの理事組織として自分たちで考えをして、そしてお互いに子供を育てるためにどういうふうにしたらいいかどうかを、人数も含めて、会費も含めて考えていくべきであろうと、そのように考えております。

どうぞよろしくお願いいたします。

〇議長(髙橋祐二君) 4番、大谷議員。

〇4番(大谷純一君) 先ほど教育長も任意団体とおっしゃっていましたけれども、西小学校の集金袋の裏側に、ご丁寧にもPTA会費1,500円、PTA互助会費100円と最初から印刷されています。中学校の教材費納入袋の裏側にも、金額は手書きになっていますけれども、PTA会費、体育文化後援会費(前期)、生徒会費、体育文化後援会費(後期)と印刷されています。

私は、育成会の本部役員の前は地区会長をさせていただいたのですけれども、舞木では子供のいる家庭は2,000円、そうでない家庭は500円の舞木育成会費というものがあり、いただきに伺う地区役員さんには、集金には強制ではなく、ご協力いただけるならお願いしますとお断りしてからお金を預かるようにと指導してまいりました。ですから、子供がいる家庭でも、うちは入りませんというご家庭もありましたし、お子さんがいない家庭、お子さんが巣立ってしまった家庭、あるいは年金暮らしで生活が厳しい方などなどの理由でお断りになられたご家庭もあります。町でも以前多々問題になりましたが、募金や川せがきの寄附であらかじめ寄附額が書いてある領収書を先に出して問題になったケースも聞いております。PTA会費が任意だと知っている保護者の方がどれくらいいるのか存じませんが、知らず知らず当たり前のようにお支払いしていたのか、あるいはやむを得ずお支払いしていたのかいろいろあると思いますが、PTA会費も、育成会費も、赤十字の寄附も、川せがきの寄附もあくまで任意であり、お心次第ということであります。行政も我々議員も、昔からの慣例だとか、昔から決まっていることだということに目をつぶってしまっては改革できません。つまり行政も我々議員も法と正義にのっとって職務を遂行しなくてはなりません。PTA会費納入に法的根拠がない以上、

強制力を持って徴収する方法はおやめいただきたいと思います。

次に、役員のなり手不足の問題ですが、都内では時間的都合でPTAに参加できない保護者が増えているとの報道がありました。つまり仕事を持っている人がPTA活動に寄与することが難しい状況が年々増大している状況であると考えます。つまりそれは学校行事に対して、PTAの負担する仕事が多過ぎるために敬遠されるからであって、業務量の見直しと、それに見合う人員に整理して小規模化すればよいと私は考えます。

極論を言ってしまえば、PTAに頼らなければできないような学校行事等を整理し、縮小すれば、 PTAの負担も減ると思いますが、教育長のお考えをお聞かせをください。

〇議長(髙橋祐二君) 岡田教育長。

[教育長(岡田 哲君)登壇]

○教育長(岡田 哲君) 議員さんの質問にお答えいたします。

個人的な考えを述べるというわけにはなかなかいかないのですけれども、先ほどおっしゃったとおり、時代の変更とともに、PTAのあり方も再考すべきであるという議員さんのお考え方だと思いますけれども、もしそうであればこの場ではなくて、PTAという任意団体の中で、どうだろうねということで、お互い会員同士が話し合っていただいて、うまく学校、それから子供たちなり、中心はやっぱり子供をどういうふうにしていい子に育てるか、そういう視点で話し合っていただけるとありがたいなというふうに考えているところであります。

以上でございます。

- 〇議長(髙橋祐二君) 4番、大谷議員。
- ○4番(大谷純一君) 次に、関連質問で教育長にお尋ねします。

学校におけるPTAの役割は、先生と協力することはもちろんですが、かといって先生との仲よしクラブでもありません。行政における議会の役割と同じで、PTAは学校に対し、批判、監視、具申などをすべきところであると私は承知していますが、教育長は校長も経験していますが、在職中にPTAから学校運営に関し、具申や意見などはございましたか。記憶をたどれる範囲で結構ですので、お答えください。

〇議長(髙橋祐二君) 岡田教育長。

[教育長(岡田 哲君)登壇]

○教育長(岡田 哲君) 質問にお答えいたします。

記憶が定かであるかどうかわかりませんが、1回か2回、そのような、こういうのはどうだろうねというようなことを要望なりはあったような気がしますが、ほとんどは学校の行事等に、今年はこういうことをやりますよ、そうしたら何人必要ですね、PTA委員の人はこういう人を選んでほしいですねとか、そういう形で、大体そういう前例の中で、流れで決めさせていただいていたような気がします。それなので、学校に保護者の意見等々も入るように、私は西小に行ったときには校内の改革を

いたしまして、評議員の中に地域役員等々を入れていただいて、評価していただいて、前年度のやったことを来年度こういうふうにやっていきたいのだけれども、皆さんはどうお考えですかというような意見を入れて、お互いに地域、学校を経営していくという、そういう視点を入れて取り組みさせていただきました。そのときに、どういう意見が入ってきたかどうかについては、それぞれ個人のいろいろな考え方があったなというのを記憶しております。

以上でございます。

- 〇議長(髙橋祐二君) 4番、大谷議員。
- ○4番(大谷純一君) 総括しますと、法的根拠がない金額を当たり前のごとく徴収し、民主的ではない方法で役員を選出する方法は、PTAの理念と目的にも反します。この問題は、教育委員会として指導していただきたいと思います。

厳にお断り申し上げておきますが、私はPTA会費を払いたくなくて申し上げているのでもなければ、PTAの役員さんの仕事を否定しているのでもありません。本来なら時代の趨勢に合わせて、内部で改革したりしていかなくてはならないと思いますが、それができないようであります。できないようであれば、トップダウン方式でよい方向、法的根拠に基づいた方向に変えていかなくてはなりません。法的に任意だと言っているものに任意の文字を消し去り、お願いということで強制的に会費を徴収していることがおかしいと言っているのです。保護者に対して、任意なので入らなくてもいいですよという選択肢が必要であると申し上げています。教育長、よくお考えいただきたいと思います。

次の質問に入らせていただきます。学校施設における防犯対策と天変地異に対する避難対策についてお尋ねします。2001年、大阪教育大学附属池田小学校で起きた小学生無差別殺傷事件や大阪寝屋川中央小3人殺傷事件など痛ましい事件が頻発し、学校における防犯対策が叫ばれるようになりました。銃の氾濫するアメリカでは、ハイテクと頑丈な施設によって不審者を校内に入れないシステムをつくっている学校もあります。一方で、欧米の大学は塀や門扉もないところがほとんどで、一般住民の方も校内の庭園を散歩したりする光景が当たり前のごとく見受けられます。本町の教育施設でも、通常は門扉を閉めたり、防犯カメラを取りつけたりしていますが、これは軽い抑止力にすぎません。殺意等を持った不審者が校内に侵入した場合の児童生徒の避難方法や取り押さえるマニュアルや訓練等は行っていますか。詳細な説明は、外部に漏れる危険性があるため結構です。万全を尽くしているかどうか、お答えください。

〇議長(髙橋祐二君) 岡田教育長。

[教育長(岡田 哲君)登壇]

○教育長(岡田 哲君) 質問にお答えいたします。

不審者対策、マニュアルはあるのかということですけれども、町内3校とも不審者対策の訓練をまず行っております。次に、本年度は6月下旬までには全ての学校で訓練が終了する予定になっております。大泉警察署の協力を得て実施しております。また、学校ごとにマニュアルを作成して実施して

おります。詳細は、伏せさせていただきたいと思います。 以上です。

- 〇議長(髙橋祐二君) 4番、大谷議員。
- ○4番(大谷純一君) 次に、天変地異に対する避難対策についてお尋ねします。

さきの東日本大震災で、津波に襲われた石巻市立大川小学校では、失われた児童の命に対して、小学校側の責任が問われました。地震発生から津波到達まで50分間の時間があったにもかかわらず、最高指導者の校長不在下での判断、指揮系統が不明確なまま、すぐに退避行動をせずに、校庭に児童を座らせて点呼をとる、避難先についてその場で議論を始めるなど、学校側の対応を疑問視する声が相次いだそうです。ふだんから避難に関する教育を徹底し、児童らだけの自主避難により99.8%が無事だった釜石の全小中学校や、地震直後より全員高台に避難させ、在校児童が全員無事だった門脇小学校と対照的とされた事件です。本町においては、津波は可能性的には限りなくゼロですが、堤防決壊の可能性はあります。梅雨前線期よりも秋雨前線期のほうが台風と重なり、危険性は増すわけですが、2015年9月10日木曜日の常総市の鬼怒川決壊は、平日の午後12時50分ごろと言われています。利根川が氾濫危険水位に達しているときに、学校は休校になっていると思いますが、もし通常授業をしていて、そのような場合、児童生徒をどこに避難させるかが問題となるわけですが、そのような場合も遺憾のないように訓練ができるでしょうか。教育長、ご答弁をお願いします。

#### 〇議長(髙橋祐二君) 岡田教育長。

[教育長(岡田 哲君)登壇]

## ○教育長(岡田 哲君) 質問にお答えいたします。

本町は、地理的に非常に恵まれております。全国各地で発生している土砂災害、津波、豪雪、火山の噴火などによる未曽有の災害が発生することは極めて少ないと考えておりますが、しかし河川の氾濫やゲリラ豪雨、竜巻、大地震発生時等における家屋浸水、倒壊や火災などのさまざまな災害が予想されます。幸いにも本町では近年甚大な自然災害は発生しておりませんが、利根川に面しているため、古来よりたび重なる利根川の洪水に見舞われ、大きな被害を受けてきたことも事実であります。このような状況下にあるため、今もなお台風等の影響により、利根川の増水、氾濫、堤防の決壊及び内水氾濫については最も警戒しなければならない災害の一つであると考えております。

雨量の増加によってもたらされる災害として、河川から水があふれたり、堤防が決壊して起こる外水氾濫と排水路などから水があふれ出る内水氾濫とがあります。町民の生命、財産を脅かし、甚大な被害をもたらすのは外水氾濫であり、利根川の氾濫はこれに当たります。学校、教育委員会は、在校時における児童生徒の安全、安心を脅かす自然災害、事件、事故から子供たちを守る責務があります。そのため、台風等の接近に伴う対策として、登校時間をおくらせたり、下校時間を早めたり、あるいは登校を見合わせたりといった措置を講じております。

国土交通省では、この5月から利根川、渡良瀬川で氾濫の危険性が高まったとき、緊急エリアメー

ルが個人の携帯やスマートフォンへ発信される取り組みを行っております。町では国土交通省からのホットラインによる情報を踏まえ、台風の接近や上陸に伴う雨量の増加に対し、河川の水位レベルに応じた避難情報を発令することになっております。段階的に避難準備、避難勧告、避難指示といった避難情報は発令されるわけですが、避難情報が発令される以前においても、外水氾濫の発生が懸念される状況下においては子供たちが学校にいないことが最善であると考えますので、登校させることはありません。従って、在校時における外水氾濫による水害避難訓練など、余り意味がありません。反面、ゲリラ豪雨に起因する内水氾濫は、その場所に降った雨や周りから浸入した水がはけ切らずに起こる洪水です。よって、短時間で増水するため、避難の目安が難しいと言われております。

そのような場合、子供たちが在校していることが十分に考えられますので、子供たちの在校確認を 速やかに行い、状況が落ちつくまでは学校に退避をさせた上で、保護者に引き渡すことになっていま す。

自然災害は、いつどこで発生するかわかりません。子供たちにも災害から身を守るための知識と防災に対する意識を高めてもらうことを目的として、昨年度県の防災教育の指定を受けて、町内小中学校において実践的な防災教育を実施し、主に水害対策について勉強してもらいました。今後も児童生徒の生活の場である学校の安全管理体制の充実と、児童生徒自身に安全のための能力を身につけさせる安全教育の推進に注力していく必要があると考えているところであります。

どうぞよろしくお願いいたします。

〇議長(髙橋祐二君) 4番、大谷議員。

○4番(大谷純一君) ぜひいろんなシチュエーションを考えた上で、遺憾のないような訓練あるいはマニュアルをつくっていただいて、児童生徒の安全安心を守っていただきたいと思います。

最後の質問です。北朝鮮の問題です。6月12日に米朝首脳会談が行われ、平和的解決がなされれば申し分ないですが、中止された場合や不調に終わった場合は、いまだ戦争の可能性がゼロではありません。では、北朝鮮によるミサイル攻撃があった場合、本町の学校では体育館に逃げる訓練が行われていますが、なぜ体育館なのか。校舎より体育館のほうが安全なのか。爆風があった場合、体育館のほうがより上からガラスが散ってくるのではないのか。また直撃があった場合、児童生徒を分散させておいたほうがより有効ではないかと考えますが、なぜ体育館で一同を集めるのか、ご見解をお願いします。

〇議長(髙橋祐二君) 岡田教育長。

[教育長(岡田 哲君)登壇]

○教育長(岡田 哲君) ご質問にお答えしたいと思います。

本町では、去る平成29年11月10日、県内では初となる弾道ミサイル発射、飛来を想定した住民避難 訓練を実施いたしました。この訓練は、当時隣国によるミサイル発射事案が頻繁に発生しており、我 が国に飛来する可能性があることから、本町主催、群馬県協力のもと、本町総務課と群馬県総務部危 機管理室とが相談しながら訓練を検討してまいりました。

その結果、主な訓練内容として、町防災行政無線による住民への情報伝達、全町民の自主的な避難 訓練を実施することになりました。国が発表しているとおり、弾道ミサイルは発射から10分もしない うちに到着する可能性があるとのことです。ミサイルが我が国に落下する可能性があるとなった場合、 国は全国瞬時警報システム、Jアラートを活用して、防災行政無線による緊急放送を行います。

私たちがこの緊急放送を聞いた場合、直ちに次のいずれかの避難行動をとることが求められております。まず、屋外にいる場合は、近くの建物の中から地下に避難する。室内にいる場合は、窓から離れるか、窓のない部屋に移動する。周囲に建物がない場合は、物陰に身を隠す。地面に伏せて頭部を守ることのいずれかの行動をとる必要があります。

そこで、中学校における弾道ミサイルに対する避難行動として、ミサイル着弾時の爆風や破片などによる被害を避けるために、頑丈な建物である体育館への避難が有効であると判断し、体育館へ避難することを決定いたしました。各教室で避難を検討しましたが、廊下側の壁に沿って身をかがめるように避難した場合、窓際からの距離が近いため、爆風によるガラスの飛散を危惧し、堅固な建物である比較的窓から遠い体育館を選択いたしました。もちろん体育館であっても、周囲に窓ガラスがありますが、北側にステージがあるため、可能な限りステージ側に集まって、窓側から離れるように避難をさせました。これは、あくまでも中学校での一つの実例でありまして、避難訓練当日、町内の公共施設はもちろんのこと、町民の皆さんも避難行動をとったわけであります。教育委員会所轄の施設においても、施設によって建物のつくりや窓ガラスの配置が異なります。また、さまざまな状況下において臨機応変な対応が求められるので、中学校における体育館への避難が全てではないと考えています。そのため、児童生徒にはさまざまな状況に応じた避難行動がとれるよう指導してまいりたいと考えているところであります。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長(髙橋祐二君) 4番、大谷議員。大谷議員に申し上げます。残り1分弱になりましたので、 速やかにまとめに入ってください。

**〇4番(大谷純一君)** ぜひいろんなシチュエーションを考えて、遺憾のないように進めていただき たいと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長(髙橋祐二君) 以上で4番、大谷議員の一般質問を終わります。

ただいまから10時35分まで休憩といたします。

休憩 (午前10時20分)

再 開 (午前10時34分)

○議長(髙橋祐二君) 休憩を閉じて再開いたします。

続いて、5番、森議員の登壇を許可いたします。

5番、森議員。

[5番(森 雅哉君)登壇]

**○5番(森 雅哉君)** 議席番号 5 番、森雅哉でございます。議長の許可を得ましたので、通告に基づきまして質問をさせていただきます。

千代田町における環境対策の一つとして、ISO14001などの環境規格への支援を行っていくことについてお聞きいたします。ISO14001に関しては、既にご存じのことと思いますが、再度簡単にご説明をさせていただきます。ISOという国際標準化機構により、各組織がばらばらの基準で行っていたさまざまな規格が統一されています。その中で、環境に関する取り組みについて、世界的な標準として定めた規格がISO14000シリーズと言われているものです。これは、環境マネジメントシステムと言われ、日本でも多くの企業が認証を取得しています。また、日本の独自の規格として、環境省が行っているエコアクション21、KESと略される京都環境マネジメントシステム・スタンダードというものもあります。

環境に対する取り組みは、すぐに効果が実感できるものではないと思いますが、将来にわたって地球環境を守っていく上で大切な取り組みであるということは皆さんとも共通認識であると考えております。更に、千代田町は植木の里ということで、緑が豊富な環境の発信地という、環境に対してとてもよいことをしているという認識もありますので、この件について幾つか質問をさせていただきます。

まず、町長にお聞きいたします。環境に対する取り組みはとても大切なことだという認識をお持ちだと思います。既にエコちよだなど、千代田町では以前からいろいろな取り組みが行われております。 千代田町においても、環境への取り組みは大切であるかどうかについて、念のために町長に確認をさせていただけますでしょうか。

〇議長(髙橋祐二君) 高橋町長。

[町長(高橋純一君)登壇]

○町長(高橋純一君) 森議員の質問にお答えいたします。

結論から申しますと、非常に大切だと、こういう認識をしております。千代田町においては次の世代へと豊かな環境を引き継ぐために、職員みずから意識改革を行い、環境マネジメントを積極的に推進することで、町民や事業者への環境保全意識を高め、自然や環境と一体となった循環型社会の構築を目指し、平成19年4月にエコちよだ2007実施計画を作成いたしました。大きく分けると5つあります。事務事業における環境負荷の低減、環境マネジメントシステムの確立、環境教育の推進、職員の意識改革、コンプライアンスと情報公開など5つの基本方針により環境改善に取り組むこととなっております。昨年でちょうど10年を過ぎたところであります。

この計画は、役場庁舎はもとより、保育園、幼稚園、小中学校など各事業所ごとに目標値を定め、 廃棄物の減量化やリサイクルに努めるとともに、ノーマイカーを推進し、CO。の削減にも考慮する というものであります。内部監査も行い、定期的な見直しについても検討するものでありますが、何 よりエコが身についてきているということが重要だと思います。

今後につきましても環境への取り組みが大切であり、循環型社会の構築が求められることから、職員間のエコに対する啓発意識づけのために、今年度から千代田町地球温暖化防止実行計画とあわせて、引き続きエコちよだを継続してまいりたいと思います。

- 〇議長(髙橋祐二君) 5番、森議員。
- **○5番(森 雅哉君)** 環境への取り組みが非常に大切ということで、ありがとうございました。積極的に活動されているということをお聞きしまして、次の質問に移らせていただきます。

それでは、経済課の課長にお聞きさせていただきます。千代田町では千代田町群馬県の生活環境を保全する条例施行規則というものが平成19年に施行されております。内容的には、騒音や振動など、特に公害防止に関するものだと思いますが、その届け出の数は把握されていると認識しておりますけれども、それ以外に例えば町内でISO14001など環境に関する規格の認証を受けた事業者の総数などは把握していますでしょうか。

- 〇議長(髙橋祐二君) 荒井経済課長。
- ○経済課長(荒井 稔君) ご質問にお答えをいたします。

本町では中小企業 I S O 認証取得支援事業といたしまして、町内の中小企業の I S O 認証取得を促進し、もって国際競争力と環境対策の強化を図るため、国際標準化機構、品質管理及び品質保証の国際規格9000シリーズ、または環境保全体制の国際規格14000シリーズの認証を取得した事業者に対しまして奨励金を交付するという事業を実施しております。奨励金の対象者でございますが、町内に事業所があり、町内で1年以上事業を営んでおります中小企業者であり、奨励金の交付は1回限りとなっております。

ご質問の町内で I S O 14001を取得した事業所の数についてでございますが、町のほうで把握している数といたしましては3社でございます。これは、I S O 認証取得支援事業奨励金を申請し、交付を受けた事業者の数の実績でございます。なお、参考までに、I S O 9001を取得した事業者数でございますが、14001と2社重複をしますが、11社となっております。

町内におきまして、各企業がISOに限らず、さまざまな規格など認証を取得するについて取り組んでいることは、企業にとりましても、また町にとりましても有効的な、かつ大切な取り組みであると認識をしております。本町といたしましては、このような企業の取り組み状況を把握することは大変重要であることから、アンケート調査等を検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

- 〇議長(髙橋祐二君) 5番、森議員。
- ○5番(森 雅哉君) ありがとうございます。

町内でそういう規格の認証を取った会社の総数など把握されるといいと思います。エコアクション

21も取得した企業が何社かありますので、そういうものもアンケートなどで盛り込んでいただければ と思っております。

引き続き、経済課長にお聞きします。ISOの奨励金については、千代田町中小企業ISO認証取得支援事業奨励金交付要綱というもので規定されているということで、先ほどもお話があったのですけれども、千代田町のウエブサイトを見ても少しわかりにくくなっているように思います。奨励金を受けていただくための周知方法についてなのですけれども、現在どのようになっているか、もし一例などあれば教えていただきたいのですが、今後の予定などももしあるようでしたらお聞かせいただけますでしょうか。

- 〇議長(髙橋祐二君) 荒井経済課長。
- ○経済課長(荒井 稔君) ご質問にお答えをいたします。

中小企業 I S O 認証取得支援事業奨励金については、平成16年度からスタートした事業でございます。その周知方法でございますが、当時は町広報紙及びチラシを活用しまして周知を図ったところでございます。

更に、平成20年度からは町のホームページにも掲載しまして周知をしたところでございます。その後、平成25年度の町のホームページのリニューアル時におきまして、掲載事項の見直しを行った際に、当時極端に申請件数が減少してしまったため掲載を見送ることになり、現在は町のホームページには掲載していないのが現状でございます。

しかしながら、新規工業団地の造成に伴いまして、企業誘致の一つといたしまして、ISOの認証取得事業をPRしていくことから、町のホームページの再掲載の準備を行っているところでございます。

- 〇議長(髙橋祐二君) 5番、森議員。
- ○5番(森 雅哉君) ありがとうございます。

前年度は、たしか1件あったと思うのですけれども、少し少ないと思います。ウエブページの再掲載とか、そういう準備を考えてくださるということで、ぜひ進めていただければと思います。

次に、環境下水道課長にお聞きいたします。環境に関する規格を満たすためには、法令を遵守する必要があります。その中で、生活環境を保全する条例については、国や県ではなく、町単位で細かく条例で決められています。例えば騒音についてです。環境規格の取得に取り組む場合には、そのような町ごとの条例について知る必要があるのですけれども、その基準については環境下水道課に行けばすぐわかるようになっているのでしょうか。また、千代田町のウエブサイトで、それらの情報について入手できるようになっているのでしょうか。

- 〇議長(髙橋祐二君) 栗原環境下水道課長。
- ○環境下水道課長(栗原弘明君) それでは、ご質問にお答えいたします。

まず、千代田町群馬県の生活環境を保全する条例施行規則につきましては、群馬県知事の権限に属

する事務の処理の特例に関する条例第2条の規定に基づき、県条例である群馬県の生活環境を保全する条例の施行に関し必要な事項を定めるものとし、平成19年3月に制定され、主に届け出の受理事務を行っております。

町の騒音や振動などの環境基準でありますが、県条例となります群馬県の生活環境を保全する条例施行規則に定められており、千代田町ではこの基準を準用しております。そして、諸般事務を円滑に進めるため、一般社団法人群馬県計量協会において、環境保全ハンドブックというものが発行されており、この中に対象となる施設及び基準値が明記されておりますので、町ではこのハンドブックを手引に、騒音や振動の説明をしております。

次に、町のホームページなどでこれらの情報が入手できるかとのご質問でございますが、現在のと ころ掲載がありませんので、今後掲載してまいりたいと考えております。

以上でございます。

- 〇議長(髙橋祐二君) 5番、森議員。
- **○5番(森 雅哉君)** ありがとうございます。もし情報を載せるときには、そのハンドブックについても少し触れておいていただければと思います。

次に、町長にお聞きさせていただきます。 I S O 14001やエコアクション21について、補助金を交付している自治体があります。例えば群馬県で言えば高崎市や藤岡市などがあります。近隣で言えば、館林市、大泉町が行っています。館林市は、審査登録機関に支払う審査登録経費、大泉町も同様に審査登録機関に支払う審査登録経費について補助金が交付されています。館林市は上限が10万円ということです。千代田町も同様に、審査機関への支払い経費が対象ですけれども、上限が30万円となっていて、これはとてもすばらしいことだと思います。

そこで、更にエコアクション21など、環境に関するほかの規格に関しても奨励金の範囲を広げていくことについてはいかがでしょうか。

〇議長(髙橋祐二君) 高橋町長。

[町長(高橋純一君)登壇]

**〇町長(高橋純一君)** ご質問のエコアクション21ですが、これは中小企業が行う環境に優しい経営の取り組みに対して審査し、認証を与える制度であります。国際的な基準である I S O 14001が大企業向けの国際基準であるのに対しまして、エコアクション21は中小企業向けの環境経営の基準とのことであります。県内では前橋や高崎において導入されているとのことでありますが、近隣の市町においては未設置となっております。また、環境GS、いわゆるぐんまスタンダードにつきましては、町内で多くの業者が取得していると認識しております。

本町といたしましては、エコアクション21などの規格に対する交付金の導入については、近隣市町の動向も踏まえながら検討してまいりたいと考えております。

〇議長(髙橋祐二君) 5番、森議員。

○5番(森 雅哉君) ありがとうございます。ぜひ近隣の市町村なども動向を見ながら、千代田町でも検討していただければと思います。

最後にもう一度町長にお尋ねいたします。太田市役所は、品質に関する I S O 9001の2015年版という最新規格の認証を受け、環境に対してもさまざまな取り組みを行っています。千代田町の役場内でも既に具体的なアクションを数年前まで行っておりますが、国際規格の I S O 14001の認証については、将来的に千代田町役場として取得していこうという取り組みを行っていく予定はあるのでしょうか。

〇議長(髙橋祐二君) 高橋町長。

[町長(高橋純一君)登壇]

○町長(高橋純一君) オゾン層の破壊によります地球温暖化や酸性雨に伴う自然破壊、大気、水質、 土壌汚染など地球環境に関する問題は日本だけではなく、世界中のあらゆるメディアで常に取り上げ ておられる問題であります。

ISO14001は、地球環境保護のため、1996年に国際基準化機構により制定された環境マネジメントシステムに関する国際基準であります。取得のメリットといたしましては、環境保全への意識の向上や環境に対する取り組みのアピール、企業イメージの向上などがあります。その反面、デメリットもあります。私も以前 ISOの内部監査員の資格を有しておりまして、事情もよく理解しております。 ISO14001だけでなく ISO9001等々、内部監査、外部監査も含めて、専属の職員を配置する必要があると考えます。計画実施のための業務や多額の審査費用の負担などの問題もあります。

この I S O 14001は、近隣では太田市や館林市、大泉町、明和などでも認証を取得していましたが、現在ではそれぞれ独自のマネジメントシステムを構築いたしまして、 I S O の更新をしていないようであります。資格を取得し、持続していくのが大変です。人的、資金的両面が大変だと考えております。従いまして、千代田町では I S O 14001に準じたエコちよだ実施計画にて10年間取り組んできた実績もあります。言いかえれば、他に先駆けて独自のマネジメントにより取り組んできたということであります。このことから、あえて I S O を認証取得することなく、今後もこの千代田町独自のマネジメントによりまして環境問題に取り組んでいきたいと、こう考えております。

先ほど述べたように、人的、資金的な部分を考えていきますと、町といたしましてはエコちよだで 継続してやっていければと、こう考えております。

〇議長(髙橋祐二君) 5番、森議員。

○5番(森 雅哉君) ありがとうございます。認証取得は、確かに多額の費用がかかるのと、維持するのにもやはり人件費がかかると思います。目的は、認証を取ることではなくて結果だと思いますので、その辺やはり費用を見ながら、今の取り組みを続けていただければ、環境に対してはとてもすばらしい取り組みだと思いますので、あえて認証にこだわらなくても、今の活動を続けていただければと思っております。

以上で一般質問を終わりにさせていただきます。ありがとうございます。

○議長(髙橋祐二君) 以上で5番、森議員の一般質問を終わります。

続いて、2番、酒巻議員の登壇を許可いたします。

2番、酒巻議員。

[2番(酒巻広明君)登壇]

**〇2番(酒巻広明君)** 議席番号2番、酒巻広明です。ただいま議長より登壇の許可をいただきましたので、通告に従いまして、私のほうからは公共施設のサービスの向上の考えはということについて質問をさせていただきたいと思います。

昨年12月の定例会の議案において、千代田町都市公園及び千代田町社会体育施設及び管理に関する条例の一部が改正されました。この改正という部分の内容については、新たな自主財源の確保の取り組みということで、今年の4月から町内の施設の使用料の見直しがなされました。更に、施設の営利目的の利用に関しても可能になったということで、私この改正、非常にいいことだと思いながら質問をさせていただきたいと考えております。

町の施設を多くの方に利用していただくということは、交流人口の増加や千代田町のPRにも当然 つながることになります。利用するということは、当然利用した方がそこを借りるわけですから、使 用料を払ってそこを使うというのは基本的な考えだと私は考えます。自主財源の確保にもつながると いうことで、非常にいいことなのではないかなと思います。

町にとって、使用料を払っていただくからには、立派な施設がたくさん千代田町にはあると考えます。体育館にとっても、近隣の町村から比べると町の総合体育館と町民体育館ということで、千代田町は2つ体育館があります。総合体育館においてはバスケの大会ですとか、レスリングの大会ですとか、バドミントンだとか、そういったいろんな大会が毎日週末になると行われている立派な体育館でもあります。そして、プロのバスケットチームが公式戦をやるような、本当に立派な体育館なのではないかなと考えます。

野球場に関してなのですけれども、野球場はなかさと公園を中心に、昭和公園、くらかけ公園、東部運動公園という部分で、野球場のほうも4つ千代田町はあります。なかさと公園は、町の夏に開催されます一般軟式野球のメーン会場にもなったり、あとは秋口になるのですけれども、これはある大型スポーツ店が主催となって全国大会を開かれる、それの群馬県大会、群馬県内の各地区から野球好きのおじさん、お兄さん、お姉さんが集まって、本当に千代田町に来て野球好きの方がなかさと公園を使っている立派な球場もあります。

サッカー場においても、県の有数のレベルの大会が開かれたりとか、芝生に関しては県内でも指折りの管理が行き届いているということで、非常に立派な施設、サッカー場なのかなと。テニスコートに関してもナイター施設が整っており、本当に夏場とかでも暑い昼間を避け、夜ナイターができたり、環境も行き届いているテニスコート等があったりする立派な施設がたくさんあります。そのほかにも、

なかさと公園にはバーベキュー棟だとか、スライダーが併設した公園等もあり、東部運動公園には温水プールやトレーニングルーム、小体育館ですとか、本当にいろんな、千代田町というのは非常に立派な施設がたくさんあると思います。

話が長くなってあれなのですけれども、ここで4月から改正されました利用者の方が使用する際に 当たって使用料を払うことになったのですが、それについて、利用者のほうからこうしてほしいとか、 ああしてほしいとか、そういったご意見等を伺っていればお聞きしたいのですが、よろしくお願いい たします。

#### 〇議長(髙橋祐二君) 高橋町長。

[町長(高橋純一君)登壇]

**〇町長(高橋純一君)** なかさと公園では、平成24年度から野球場及びバーベキュー棟について、使用料金の徴収を開始いたしました。今回の新たな財源確保による改定によりまして、野球場は平日当たり1,000円から1,500円に、バーベキュー棟は1卓1時間100円から150円に料金改定をさせていただきました。今回の改定によりまして、特に高過ぎるなどの意見はありません。例年どおり利用されております。また、新たに設定いたしましたくらかけ公園、昭和公園、東部運動公園野球場及び営利目的での物品販売などについても設定料金についての意見はいただいておりません。

社会体育施設につきましては、新たに設定いたしました東部運動公園の小体育館、テニスコート、町民体育館及びテニスコートの使用料金については、徴収基準であります内容確認の問い合わせが数件ありましたが、今のところ高い安いなどの意見は受けていない状況であります。なお、それぞれの施設において、町内在住者、在勤者の方においては減免規定がありますので、サービスの低下にはつながらないと認識しております。今後は、これまで以上にサービスの向上に努めてまいりたいと考えております。

先ほど議員のほうがお話しされたように、交流人口を目的に、これからいろんな部分で施設を活用 していただきながら、ここでいろんな部分の販売もしていただきたいということも考えていきますと、 交流人口だけでなく、それに携わる関係人口も増やしていきたいなと私は考えております。

よろしくお願いいたします。

- **〇議長(髙橋祐二君)** 2番、酒巻議員。
- **○2番(酒巻広明君)** 先ほど町長の答弁のほうから、問題なくスタートしたような感じということで、町内の方に関しては今までどおりのサービスが受けられるということで、最後にサービス向上に努めていきたいというお話もありました。本当に利用する側は、やはり使用料を払うわけですから、気持ちよく施設を利用していただきたいと考えます。そして、当然施設を利用するわけですから、施設や備品等は劣化したり、消耗したり、修繕なども当然必要になってきますので、その修理、修繕の一部を利用者が使用料として支払うことも必要なのではないかなと考えます。

次の質問に移ります。施設での営利目的の利用も可能になったわけではあります。なかさと公園や

東部運動公園などで、特産品や夏場なんかだとかき氷等も販売していただいて、先ほど来お話をさせていただいた町のPRや新たな交流人口、先ほど町長が言った関係人口の増加につなげていければというふうに私のほうも考えております。

そこで、営利目的の使用者に対して、利用を促す周知、PRはできているのか、また今後どのような周知を行っていくのか、その辺の考えをお聞かせいただければと思います。よろしくお願いいたします。

## 〇議長(髙橋祐二君) 高橋町長。

「町長(高橋純一君)登壇]

**〇町長(高橋純一君)** 営利目的の使用者に対する周知のPRについてですが、通常の施設利用と同様に、町のホームページ上での周知や担当課窓口に料金改定のお知らせ用パンフレットを設置しております。今のところ、出店について数件の相談を受けておりますが、特に周知不足に関してのご意見等はありませんので、引き続き多くの方に知っていただくために、継続してPRを図ってまいりたいと思います。

私も議員当時、公園の活用方法を訴えた記憶がございます。数年前より公園内に店があるといいねという声を住民の皆様から伺っておりました。昨年条例を改正し、準備が整いましたので、協力をしていただける住民の方々へのPR、関係人口も増やしていく、そのことに関していろいろ手伝っていただける住民、もしくは町内外含めてですけれども、こういう人口も増やしていきたいと、こう考えております。

住民の方々へのPRを議員の皆様とともに、職員と情報を共有していきながら、ご協力を議員の皆様にもお願いしたいなと、こう考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長(髙橋祐二君) 2番、酒巻議員。

**○2番(酒巻広明君)** 町のホームページ等で周知をしているということで、私も非常にいいことだと思いますので、私もSNS等を活用しながら、うまくPRしていきながら、町を活性化していければいいのかなと考えております。

そんな中、千代田町にも商工会ですとか各種団体等もいらっしゃいますので、お呼びかけをするとか、あとは商売だけでなくて、音楽や子供向けのイベントなども開催しながら、新たな観光の掘り起こしをしていただける、町のPRにつなげて、町を盛り上げていっていただければと思います。

次に、各種施設、公園の利用者に対しての利便性の向上についてということでお伺いをさせていただきたいと思います。私は、小学1年生から地元の野球チームに所属しまして、今でも野球チームに所属し、週末等になりますと町内、町外等で野球を楽しんでいる一人でもあります。あと、私ごとなのですけれども、本当に地元の少年野球のチームのほうにも顔を出して、一緒に野球を楽しんで、野球人口という部分が今減っているものですから、野球人口を増やしていこうということも考えながら今動いております。

そんな中で、子供たちに自分たちが使うグラウンド、トイレだとか、そういう施設に関して、次の人の気持ちを考えて、今自分たちが使うときよりも、次の人が使うとき、きれいに使えよという話をよくさせていただいております。そんな中で、施設を利用する方には、乳幼児からお年寄りまで、幅広い方が施設を利用されるかと思います。

そんな中、町内いろんな施設があるわけですが、年数が経過し、大分古くなってきている施設、トイレですとか、そういう部分を踏まえて、多くちょっと見受けられるようになってきているかと思います。体育館に関しては、床の張りかえですとか照明の変更、トイレの改善ということで、町民体育館、総合体育館、両方とも立派なきれいなリフォームができているのかなと感じるのですが、特に屋外施設のトイレ等に関してちょっと老朽化が進んでいる、また仮設のトイレなんかもあったりとかということで、町全体の施設において、多目的トイレですとか乳幼児用のベッド、椅子等が千代田町は町外から来ている方、町内からいろんな方が利用されるのですけれども、充実しているかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。よろしくお願いいたします。

#### 〇議長(髙橋祐二君) 高橋町長。

[町長(高橋純一君)登壇]

○町長(高橋純一君) 社会体育施設関係につきましては、東部運動公園内のプール南側駐車場に車 椅子用のトイレが1カ所設置してあります。

次に、総合体育館ですが、1階西側トイレに車椅子用トイレと乳幼児用ベッドは設置してありますが、オストメイト用の汚物流し台は設置してありません。また、事務所周りの部屋に赤ちゃんの駅事業により、乳幼児用のベッドやおむつ交換台を設置しております。授乳やおむつ交換など、利用希望があった場合は貸し出しを行っております。町民体育館につきましては、多機能トイレ、乳幼児用ベッド、椅子とともに設置しておりません。

公園関係では、なかさと公園を初め、くらかけ公園、昭和公園、舞木駒形公園、俵団地公園、上宿公園、ふれあいタウン千代田南、西公園、里東団地公園、長良団地公園の10個公園があります。各公園におきまして、面積、規模の大小がある中で、なかさと公園、くらかけ公園、昭和公園、舞木駒形公園、ふれあいタウン南、西公園にはトイレが設置されております。その中で、なかさと公園とふれあいタウンの公園につきましては、乳児用のベッドや椅子が設置されております。なお、屋外に設置されているトイレのタイプにつきましては、建設年度が古いトイレは和式タイプが大半となっております。利用者の中には、公共用のトイレに関しては衛生面から洋式タイプを嫌がる方もおりますが、現代の仕様では多目的型タイプで洋式トイレとベビーベッドや椅子つきが一般的となっております。今後古いトイレなど老朽化により改修を行う場合には、利用者の方が安全安心で快適に利用できるトイレを提供してまいりたいと考えております。

また、公園には都市公園とか運動公園とか近隣公園、児童公園、幾つの公園かがあるのですけれど も、その中で法規制によりまして、例えば都市公園、これは便益施設を設置するというのがあるので す。便益施設は何ぞやといいますと、駐車場とか、例えばトイレとかそういう部分が、噴水、水飲み場、そういう幾つもの規制がありますから、それの規制内の中で、今後もまたいろんな部分でトイレ を提供してまいりたいと考えております。

- 〇議長(髙橋祐二君) 2番、酒巻議員。
- ○2番(酒巻広明君) ありがとうございました。安心安全の考えで、古いトイレを改修工事する場合は、最新なものにかえるというような形でぜひ考えていっていただければと思います。

次の質問に移らせていただきたいと思います。次の質問なのですが、各施設及び公園等での安全対策について伺いたいと思います。安全対策というのは、さまざまなことがありますが、とても重要なものであり、考えなければいけないことだと思います。近年地球温暖化により、屋外で遊んでいるとき、運動しているときだけでなく、屋内でいる際も熱中症というものに気を払わなければいけない時代になっております。熱中症の対策としては、小まめに水分補給をとるだとか、なるべく直射日光を避け、風通しのよい涼しい場所を選んで過ごすということも重要になるのかなと考えます。

施設においてなのですが、野球場ですとかサッカー場、体育館等に関して、安全対策ということで、 私先ほどもお話ししたのですが、野球をやっていながら、よくファールボールが野球のネットを超え て隣の施設に行ってしまったりだとか、そういうシーンをよく見かけるのです。そういった部分で、 利用する側が楽しく利用するはずが、加害者になってしまうというケースなどもあるのかなという感 じもあります。

あとは駐車場に関しても、駐車スペースの部分等も、駐車場が足りているのか、そういった部分で質問をしたいなと思っております。当然公園を安全に利用する、遊ぶという部分で、防犯を抑止するというセキュリティーの対策なども重要なのかなと考えております。そこで、さまざまな安全対策が必要です。町として設備や駐車場などでの安全対策について、どのようなお考えを持っているかお聞きしたいと思います。よろしくお願いいたします。

#### 〇議長(髙橋祐二君) 高橋町長。

[町長(高橋純一君)登壇]

○町長(高橋純一君) ご質問にお答えいたします。

社会体育施設関係では、東部運動公園内の安全対策につきまして、温水プール南側駐車場入り口、 温水プール職員用の入り口付近に防犯カメラを1台ずつ設置しております。温水プール事務所のモニターで監視、録画しております。

次に、公園関係では、なかさと公園は5.1~クタールの広大な敷地の中に、本格的な野球場やバーベキュー棟のほか多くの遊具があり、憩いの場、スポーツの場として人気のスポットになっております。特に季節のよいシーズンの中の土曜日、日曜日、祝日には大勢の来場者でにぎわうことから、どうしても利用する園内施設に近い道路脇の路肩に駐車をされる方がおります。また、くらかけ公園駐車場の周辺道路についても同様な状況が見られるため、ほかの通行者への障害とならないように、公

園利用者への注意喚起を行い、安全対策に努めてまいります。

熱中症対策としましては、なかさと公園に昨年度、園内利用者に向けて温度計を設置して対策を講じております。野球場につきましては、日中の暑さ対策として、夜間のナイター利用を考えた場合ですが、ナイター照明の設置については、工事費や維持経費等に多額の費用を必要とすることから、現段階では照明設備のある中学校や小学校を利用していただくことを考えております。また、日よけや日陰の面で、昭和公園のダッグアウト屋根の材質が日を遮る効果が悪いなどの意見を聞いておりますので、できる範囲での対応を行ってまいりたいと考えております。

防護ネットについては、なかさと公園野球場、東部運動公園野球場、昭和公園野球場は軟式野球の 防球ネット基準に合わせた高さで設置されております。今のところファールボールやホームランで場 外へ飛び出して第三者への事故等の報告はされておりませんが、絶対に事故が起きないという保証は ないことから、日常の維持管理の中でネットの破れや穴などを見つけた場合には早急に修繕を行って まいります。くらかけ公園野球場については、両翼の防球ネットがなく、植栽された中高木がネット がわりになっているため、ファールボールが場外に飛び出すケースがあると聞いておりますが、野球 専用の公園であり、民家が隣接されていない環境であることから、状況を踏まえながら対策を考えて まいりたいと考えております。

以上です。

〇議長(髙橋祐二君) 2番、酒巻議員。

**○2番(酒巻広明君)** 安全対策について、いろいろとお聞かせいただきまして、ありがとうございます。その中で、ナイター照明は費用がかかるということで、考えていないということで、隣町の明和町さんのほうでも大輪公園というところに以前はナイターがあったのですが、やはり費用がかかるということでナイター自体を外したというお話も伺っております。本当にナイターという部分は、お金がかかるという部分は感じております。

ただ、ナイター、野球をやる、サッカーをやる、運動をするだけのものではなく、災害時には町内で災害が起きたときではなく、もうちょっと広域で起きた場合に、千代田町が中継地点になって、そこで避難をされた方や避難所に向かう支援の車両等の管理をする場所等にもなり得るものにもなりますので、平常時は憩いの場として、有事の際はそういった施設として利用するという考えを一度考えていただきながら、ナイターについてご検討いただければと思っております。

あとは熱中症対策等に関しても、防災無線を活用して、町民の方々や施設を利用している方に促す というのも一つの方法ではないのかなと考えておりますので、その辺もご検討していただければと思 います。

私のほうから、次の質問で最後にさせていただきたいと思っております。最後の質問なのですが、 一番初めにお話をしたかと思うのですが、自主財源の確保ということで条例を改正して、施設、サー ビスの向上ということで、非常にいいというお話をさせていただきました。その自主財源の確保とい うことで、施設を維持管理していくのには費用もかかります。そういった部分で、ネーミングライツについてどのように考えているかというのをお伺いしたいと考えております。ネーミングライツというのは、公的施設などの呼び名をスポンサー企業が決められるものということで、日本語では愛称命名権というふうに呼ばれているかと思います。愛称命名権を企業に与えることによって、企業は宣伝効果があり、施設所有者にとってはそのスポンサー企業から資金が得られるという利点があるかと思います。県内の部分でいうと、上毛新聞敷島球場ですとか正田醤油スタジアム群馬、ベイシア文化ホール、ALSOKぐんま総合スポーツセンターなどがネーミングライツとして知られております。今年の4月からは、隣町の明和町においても明和町ふるさと産業文化館が、こちらが日本キャンパックホールということで愛称のほうが変化したのを新聞で見かけました。

そこで、施設の管理運営に関して、ぜひこの自主財源の確保という意味でも踏まえながら、千代田町として施設愛称命名権の導入をする考えについて伺いたいと思います。よろしくお願いいたします。

### 〇議長(髙橋祐二君) 高橋町長。

[町長(高橋純一君)登壇]

**〇町長(高橋純一君)** ネーミングライツにつきましては、ご承知のとおり施設等の名称に企業名や商品名を冠した愛称を付与されるかわりに、命名権を取得した企業から対価を得ることで、施設の運営維持と利用者のサービス向上を図ることを目的とした制度であります。先ほど議員が述べましたように、県内では群馬県を初め、市町村でも文化施設やスポーツ施設を中心にネーミングライツを導入している自治体があります。先ほど話されたように、明和町が今年4月より導入をしております。

このネーミングライツにつきましては、厳しい財政状況の中で、施設の維持管理や運営に充てるための安定的な財源を確保することで、施設の魅力や町民サービスの向上を図るためにも有効な手段であると認識をしております。平成29年度よりスタートした第7次行財政改革大綱に基づきまして、新たな財源確保の検討について、昨年8月に職員検討プロジェクトチームから答申を受けました。その中に、公共施設のネーミングライツ導入の検討が位置づけられておりまして、現在導入に向けて検討を行っているところであります。

ネーミングライツ導入による町のメリット、これからのスポンサー企業のメリットをはっきりさせ、町民の理解も得ながら、皆さんが納得して参加しやすい環境をつくっていくことが必要になろうかと思います。このことから、先進地等の事例を参考にしながら、対象施設や命名権料の算定基準、期間、募集の方法、選定基準など、基本的な考えをまとめたガイドラインや募集要綱を現在作成中であります。制度導入に向け取り組んでまいりますので、ご理解をよろしくお願いいたします。もう既に行政内ではスタートを切ってガイドラインを作成したり、いろいろ今やっているところであります。ぜひ期待してください。

また、議員の皆さんも知り合い等の企業がおりましたら、ぜひ行政のほうに声を掛けていただいて、 行政のほうにお話ししていただければ、行政のほうがすぐ行ってお願いをしてくるようにしますので、 これからスタートを切った段階で、よろしくお願いいたします。

- 〇議長(髙橋祐二君) 2番、酒巻議員。
- **○2番(酒巻広明君)** 導入に向けて検討していて、ガイドラインを策定中ということで、非常に明るいお言葉をいただきまして、ありがとうございます。本当に千代田町はプロ野球選手の岡島選手がいたり、レスリングでは松本選手等が日本や世界で活躍していて、とてもスポーツが盛んな町でもあります。そういった中で、千代田町も本当に立派な施設がたくさんありますので、ぜひ導入していく方向でよろしくお願いいたしたいと思います。

ここからは質問という形ではありません。私の個人的な考えというか、意見なのですが、施設を利用する方がいて、当然町として、施設の提供者ということで利用者から使用料をいただくわけですから、利用者へのサービスの向上というのは不可欠であり、施設の充実、利便性を高めていくというのが基本的な考えだと思っておりますので、ぜひ千代田町の発展のため、魅力あるまちづくりのために、ぜひこれからもご検討していただきながら、ご尽力いただければと思います。

本当に千代田町一人一人がおもてなしの心を持って、安心安全ににぎわいのある町へということで 千代田町が発展していければ、よいまちづくりができるのかなと考えておりますので、よろしくお願いたします。

以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長(髙橋祐二君) 以上で2番、酒巻議員の一般質問を終わります。

続いて、3番、橋本議員の登壇を許可いたします。

3番、橋本議員。

[3番(橋本和之君)登壇]

**○3番(橋本和之君)** 議席番号3番の橋本です。議長に許可をいただきましたので、通告に従いまして質問をいたします。

私の質問は防災対策についてで、特に自主防災組織を中心にお尋ねしていきます。まずは、こちらの千代田町防災マップについて質問しますが、これは今年4月に入ってから、各家庭に全戸配布されたものです。中身を見ますと、災害の種類別に火災や地震、台風などの風水害や洪水など、それぞれの対策がわかりやすく書かれており、家庭における防災対策や避難所、避難場所一覧など、文字も大きく実用的につくられています。防災対策を全体的に理解することや防災対策の入門編という位置づけですと、大変にできのよいものだと感じております。この千代田町防災マップは、このまま配っておしまいになった場合、読まない人もいたり、存在そのものを知らない人もいるかもしれません。せっかくよいものができたのに、効果が半減してしまいます。また、大変もったいないと感じます。そういった意味で、今後この千代田町防災マップを活用していく予定やお考えはあるかを質問したいと思います。よろしくお願いします。

〇議長(髙橋祐二君) 高橋町長。

#### [町長(高橋純一君)登壇]

〇町長(高橋純一君) 千代田町防災マップの作成についてですが、平成29年4月に国土交通省が利根川及び渡良瀬川がおおむね1,000年に1度の確率で発生する大雨の降水量をもとに、新たな洪水浸水想定区域図を発表いたしました。それを受けまして、1%の確率で発生する大雨を想定した計画規模浸水区域想定図のほか、最大規模地域想定図を含め、災害全般の対策を改めて確認していただくため、この防災マップを作成いたしました。この防災マップですが、警報、避難情報などの基本的な情報、風水害、洪水、地震、火災等の各種災害の対応方法、家庭での防災対策及び応急手当て、家族の情報や避難場所が掲載されております。大切な情報のため、全町民へ周知すべく、本年3月末に区長さんを通じまして全戸に配布させていただいております。

活用方法といたしましては、2年に1度実施している町の防災訓練での再周知及び閲覧や広報で時々防災の特集を組ませていただいておりますが、その際に活用方法など改めて周知したいと考えております。そのほか地区の自主防災組織での訓練時での活用など、さまざまな場面が見込まれると思われます。災害を最小限に食いとめるためには、家庭でのしっかりとした対策が前提となります。そこで、各家庭の実情に合った形で、日ごろからの申し合わせなど有効に利用していただき、万一の有事の際には落ちついて行動できるよう防災対策をしていかなければと考えております。

先ほど述べたように、災害は忘れたころにやってくると言われております。住民の皆様にも定期的 に啓蒙活動を促してまいりたいと考えております。

〇議長(髙橋祐二君) 3番、橋本議員。

○3番(橋本和之君) ご回答ありがとうございました。

2年に1回の防災訓練で使っていって、周知をしていくというお話をいただきました。私も先ほども述べたのですけれども、この千代田町防災マップは非常にできばえがよいので、例えば学校で、この千代田町防災マップの12ページに記載があるのですけれども、我が家の防災緊急情報メモ欄というのがありまして、それを利用しまして避難場所や連絡のとり方などを子供に教えることで、各家庭での防災意識を高めることができます。また、例えば先ほど町長も話ししましたが、自主防災組織で、避難場所がこの防災マップには載っておりますので、避難経路の確認に利用するなどの活用方法もいいのかなと思っております。年に数回でも手にとり、目に触れることで、いざというときに随分と役に立つと思われます。ぜひ千代田町防災マップを有効に活用していっていただきたいと思っております。

次に、自主防災組織について質問したいと思います。一たび大規模災害が発生した場合、被害の拡大を防ぐには、国、県、市町村の対応である公助、公の助けですね、だけでは限界があります。早期に実効性のある対策をとることが難しく、自分の身を自分の努力で守る自助、みずから助けるですね、とともに、ふだんから顔を合わせている地域や近隣の人々が集まって、互いに協力し合いながら防災活動を組織的に取り組む共助、ともに助けるが必要です。この共助の一つが自主防災組織であり、災

害時だけでなく、平時においても近年少子高齢化や核家族化、単身化、あるいは生活様式の多様化などで地域社会での結びつきの希薄化が指摘されておりますが、自主防災組織を活用することで、地域社会のつながりの再生から防犯対策にも有効と思います。

千代田町でも自主防災組織を全行政区で設置を目指しておりますが、自主防災組織を設置しているところはまだ半分程度だと思われます。そこで、町としては自主防災組織の未設置行政区にどのように設置を促していくのかを聞きたいと思います。よろしくお願いします。

#### 〇議長(髙橋祐二君) 高橋町長。

[町長(高橋純一君)登壇]

○町長(高橋純一君) 平成30年4月1日現在で、本町は10行政区に11の自主防災組織があります。 17行政区ですか、これは全部でですね、に11の自主防災組織があります。平成21年度に新福寺地区で 最初の自主防災組織が立ち上がり、年を追うごとに各地区で設立されてきました。しかし、地区の状 況等で未設置の地区があるのも現状であります。

このような中、町といたしましては自主防災組織設立を考えている地区との相談及び設立のための 資料の提供などを適宜行っております。平成29年2月には未設置地区の区長さんへ自主防災組織の立 ち上げと活動という冊子を提供しております。また、今年1月にも同じ冊子を区長さんへ提供させて いただいたところであります。昨今は、全国各地で大規模な災害が頻繁に発生しております。いつど こで発生してもおかしくない状況と言えます。今後も未設置の地区には継続的に情報提供させていた だき、設立の支援を行いたいと考えております。

私からのお願いでもありますが、ぜひ議員各位におかれましても、各地区の区長さんと相談していただき、消防署のOB含めて、地元の消防団も含めまして、ぜひ住民と行政の橋渡し役として自主防災組織の中心的役割を果たしていただきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

先ほど橋本議員のほうからお話しされたように、自助、公助、共助、これが基本であるのですが、 更にもう一つ、近所も大事だと思いますので、近所があって、ともに助ける、共助に行きまして、ま ず自助がその前にあるのですけれども、そういうのも近所仲よく、自主防災が立ち上がっているとこ ろも立ち上がっていないところも含めて、近所、隣、仲よくすることによって、防災の万が一災害が あったときには助け合うこともできるのかなと思いますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

### 〇議長(髙橋祐二君) 3番、橋本議員。

**○3番(橋本和之君)** ご回答ありがとうございます。いろいろな形で設置を促している、また資料を提供しているということで、安心いたしました。

次に、自主防災組織を設立した後や、既にある組織に対してなのですけれども、運用方法など、どのような支援をしているのかをお聞きします。私は、行政区6区の上中森に在住しております。上中森では、去年から自主防災組織を区長を初め各役員さんのご尽力でつくることができました。先日今年度の行事予定を決める会議に参加しました。そこで、今年の10月ごろに自主防災向けに訓練がある

と聞きましたが、それも支援策の一つなのかなと感じておるのですが、それも含め、また先ほどの町 の支援策の質問とあわせて伺いたいと思います。よろしくお願いします。

〇議長(髙橋祐二君) 高橋町長。

[町長(高橋純一君)登壇]

**○町長(高橋純一君)** 自主防災組織は、地区で活動していくものですが、地区のみで活動していく ためには限界があるように思います。先ほどお話しされました6区で10月ごろに防災訓練を行うもの があるというのは、町より自主防災会長宛てに通知を差し上げました。群馬県主催の地域災害対応力 養成支援事業、いわゆるDIGの参加希望に関する内容のものと思われます。

DIGとは災害図上訓練のことで、自主防災組織が活動するに当たりまして、自分たちが住んでいる地域の特性を知るために、訓練の中でも比較的初期の方に行うべき訓練となります。自分たちが住んでいる地域とはいえ、地図上から改めて確認いたしますと、客観的に地域が見え、より具体的な対策を考えられるようになります。群馬県ではこのDIGと、避難所運営ゲームの頭文字をとりましたHUGを毎年5地区ずつ希望を募り、開催しております。千代田町でも昨年度もDIGを申し込み、4地区はこの訓練を体験して、地区へ持ち帰っていただきました。

また、桧内地区におかれましては、昨年度地区内を歩き、独自の防災マップを作成しております。 その際に、日本防災士会群馬県支部の防災士の方との仲介等も町で行いました。そのほか本年度内に 自主防災組織の連絡協議会の設立を予定しております。この協議会では各地区の現状や防災内容を共 有して、今後の活動に活かしてもらうほか、連絡協議会でも事業を企画し、自主防災組織の活動の支 援を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

- 〇議長(髙橋祐二君) 3番、橋本議員。
- ○3番(橋本和之君) ご回答ありがとうございました。

いろいろな支援策がありまして、大変安心したところでございます。自主防災組織の訓練も、毎年 同じ内容では新鮮味に欠け、飽きられてしまいます。また、時代に即した新しい防災情報や機械器具 の使用などが必要かと思われます。今後もさまざまな形で側面支援をお願いしたいと思います。

続いて、消防団関係の質問に移りたいと思います。自主防災組織とともに、地域防災のかなめとなるのが消防団であります。近年消防団のなり手不足が叫ばれて久しいですし、そのことは本町においても例外ではありません。

そこで、将来の消防団候補を含め、地域の防災を全方位的に向上させるため、少年少女消防団や女性消防団などをつくるお考えはありますでしょうか。学校や地域の防災リーダーを増やすだけでなく、家庭や地域、関係機関との強化が図られます。また、学生、生徒の災害時の戦力化や女性ならではの対応力が発揮でき、消防団の活性化にもつながり、大変有意義であると思います。既存の消防団の中に少年少女消防団と女性消防団をつくるというやり方でのお考えがあるかをお尋ねしたいと思いま

す。よろしくお願いします。

〇議長(髙橋祐二君) 高橋町長。

[町長(高橋純一君)登壇]

○町長(高橋純一君) 少年少女消防団をつくる考えがありますかという質問でしたよね、たしか。 わかりました。

災害時に行政だけでは即座の対応ができず、地域の力、とりわけ消防団の力は特に不可欠であります。近年女性が消防団へ加入することが増えてきております。千代田町でも加入は可能ですが、現状といたしまして女性の消防団員はおりません。これは少年少女でなくて、女性消防団のほうなのですけれども、その背景には消防団員は毎年定員を欠けることなく充足できていることや、千代田町には女性消防協力会が各行政区で組織されており、防火啓発、救護訓練などを行っており、その役割を担っていただいております。このように消防に関する体制が男性、女性ともに多くの方がかかわるようになっておりますことから、改めて女性消防団を設置する考えはありません。

先ほどまた議員がお話しされたように、子供のころから防災に対する組織や意識を高めることはとても重要なことだと考えております。千代田町では東、西小学校4年生以上の児童が防火クラブに加入しております。活動内容といたしましては、地震、火災時の避難訓練や消火器の取り扱いのほか、防火ポスターの習字による啓発を行っております。このように学校教育の中で防災意識を持っていただくことが大切で、防災意識を高めるための啓発活動を行っており、改めて少年少女消防団を設置する考えはありません。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

〇議長(髙橋祐二君) 3番、橋本議員。

○3番(橋本和之君) ご回答ありがとうございます。

今のところ両方ともお考えがないというご回答で、今のやり方というか、現状で充足しているというようなお話だったかなと思います。先ほども私が申し上げましたけれども、少年少女消防団、女性消防団をつくることで、団員のなり手不足を補うばかりでなくて、幅広い方の戦力化と多様化が図られますし、少年少女消防団においては将来の地域リーダーの養成にもなります。大きな効果が期待できると思いますので、今後の検討課題としていっていただきたいなと思っております。

また、防災対策全体として、千代田町には利根川があります。洪水被害や用水路や排水路の氾濫など、県や近隣自治体との広域連携を図って備えるものについては、防災、減災から復旧復興まで、万全に、また綿密に広域連携を強化していただくことをお願いしまして私の質問を終わりにします。ありがとうございました。

○議長(髙橋祐二君) 以上で3番、橋本議員の一般質問を終わります。

ただいまから13時まで休憩といたします。

休憩 (午前11時49分)

再 開 (午後 零時59分)

○議長(髙橋祐二君) 休憩を閉じて再開いたします。

続いて、1番、大澤議員の登壇を許可いたします。

1番、大澤議員。

「1番(大澤成樹君)登壇]

**〇1番(大澤成樹君)** 改めまして、おはようございます。議席番号1番、大澤でございます。ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問させていただきます。

今回は、町活性化事業についてということで、大枠1問であります。髙橋町長就任以来2年がたちました。就任以降多くの新規事業が行われまして、千代田町の魅力を町内の皆様はもちろんのこと、多くの町外の皆さんにも発信していったことと思います。それは、千代田町を訪れる交流人口の大幅な増加という形であらわれているのだろうというふうに思います。

また、30年度もいろいろな分野で新規事業、継続事業の拡充も行われます。その中で、植木の里千代田活性化事業についてお伺いをしていきます。昨年度策定しました植木の里基本計画に基づく今年度の事業であろうというふうに思います。古くから植木の町として、豊かな水源と関東ローム層から成る生産に適した土壌に恵まれ、現在も50近い業者が造園植木関連事業ということで従事をしているところであります。この植木の里千代田町で行う30年度新規4事業について、町長の狙いをお聞かせください。

〇議長(髙橋祐二君) 高橋町長。

[町長(高橋純一君)登壇]

○町長(高橋純一君) 質問にお答えいたします。

質問の新規4事業についてですが、平成28年度に策定いたしました植木の里千代田町基本計画をもとに考案した事業であります。40年前は、先ほど議員も述べられたように100軒以上あった植木造園業者も現在は50軒余りですが、一つ言えることは後継者が多いということであります。現在本町の植木造園産業は町の発展の一翼を担うとともに、環境の保全や地球温暖化の抑制に貢献する特色ある産業であると認識をしております。本町として、千代田町の住民や町を訪れる人の心が和み、安らぎを感じていただける美しい豊かな景観のまちづくりを進めていくことが、人の交流促進や定住、移住促進、関係人口の増加につながると考えております。

そこで、植木造園事業者の発展、育成、町内外の住民参画、観光などさまざまな視点において、特色性や有効性のあるものを積極的に取り入れた事業ということで、オープンガーデン事業、フットパス事業、誕生記念樹事業、生け垣奨励補助事業を実施するものであります。また、4つの事業を融合させることで、本町へ訪れていただき、町の魅力の発信にもつなげてまいりたいと考えております。

〇議長(髙橋祐二君) 1番、大澤議員。

○1番(大澤成樹君) ありがとうございます。環境という問題は、世界規模の問題でもありまして、

この千代田町においては植木の里ということもございまして、緑が豊富な景観の中にあるのかなというふうにも感じております。また、町長おっしゃられていました交流人口、関係人口というお話もございましたが、この事業を通じて、よりこの千代田町に訪れていただく、また千代田町の魅力を発信していくということであろうと思いますので、町内の植木造園関連従事者にとっても、町民を巻き込んでしっかりと、町長のお言葉をおかりするとすれば、スピード感を持ってしっかりとやっていく事業なのだろうというふうに思います。

ただ、その中において、4月の町広報紙にこの新規4事業掲載がされていたわけでございますが、町民の皆様にとってはオープンガーデン、フットパス、特にこの横文字のところについては、なかなかなじみがないのかなというふうに思います。我々従事者にとってはわかるところでありますが、町民の皆様に、私たちに関係あることなのかどうなのかも含めて、なかなかわかりづらいところがあるというふうに私は感じます。町民の皆様にオープンガーデンの中で庭を提供していただく、またフットパスということで町内外の方々に歩いていただく、もちろん両方参加されるという方もいらっしゃるのだというふうに思いますが、多くの町民の皆様を巻き込んで事業を行っていくためにも、各事業の詳細等についていま一度広報する予定があるのかどうか、また現状各事業の進捗状況などについてもあわせてお聞かせいただければというふうに思います。

### 〇議長(髙橋祐二君) 高橋町長。

[町長(高橋純一君)登壇]

○町長(高橋純一君) 広報と進捗状況ということですが、初めにオープンガーデン事業及びフットパス事業でありますが、オープンガーデン事業は個人の庭を一般公開するもので、フットパス事業は森林や田園などに設けられた歩行者用の小道、ありのままの自然や古い町並みなどの風景を楽しみながら散策するためのものであります。当初は、別々の事業として進める予定でしたが、オープンガーデンの個人の庭、フットパスの森林や田園を兼ねて、また植木造園業の植木畑や樹木等がある公共施設など、町内のスポットを自由にめぐりながら散策していただくという事業といたしました。更に、散策マップを作成し、その中に個人や事業所の庭、植木造園業者の植木畑、また町内の公共施設などを写真入りで紹介するものであります。

募集の周知についてですが、町の広報紙を利用して、昨年の12月号を最初に3回ほど掲載し、募集 したところであります。対象者は、庭園を所有される個人または事業所とさせていただきました。

また、マップの作成状況ですが、庭園を所有する個人や事業所、または植木造園業者の紹介データがほぼそろいましたので、作成に向け進めたいと考えております。作成枚数は1,000部を予定しております。配布方法につきましては、町内外の方が多く集まる町の公共施設や商業施設等を初め、近隣の公共施設への配布を予定しております。更にはホームページ、スマホを活用し、インスタ映えも視野に入れてのSNSの拡散など、広く周知していきたいと考えております。

### 〇議長(髙橋祐二君) 1番、大澤議員。

**〇1番(大澤成樹君)** ありがとうございます。我々議員といたしましても、造園植木関連の従事者といたしましても、広く町民に事業を発信していきたいというふうにも考えているところでございますので、よろしくお願いいたします。

先ほど町長の答弁の中に、マップの作成というようなお話がございました。植木造園関連の圃場、また個人の庭、事業所など、マップを使ってめぐっていただくということでございます。ぜひともマップをつくるに当たり、本町に足を運んでもらうからには、千代田町のいろんな魅力を楽しんでいただきたいというふうにも感じます。本町にも観光マップや飲食店のグルメマップ、また28年に行われましたトレジャーハントのマップなんていうのも千代田町のいいところが盛りだくさんに入っていたマップなのだろうというふうに感じております。フットパスの途中でお寺、神社を見てもらう、また昼食、夕食をとってもらうというようなことで、1枚のマップの中にいろんな情報を組み入れていただくことで、大きな広がりができるというふうに思いますが、いかがでしょうか。

#### 〇議長(髙橋祐二君) 高橋町長。

[町長(高橋純一君)登壇]

○町長(高橋純一君) 参加してもらうための広報とか、飲食店の関係だと思うのですけれども、まず町民に多く参加してもらうための広報ということで、町の広報紙やホームページに掲載いたしまして、広報を周知することはもちろんですが、新聞社やケーブルテレビのメディアを利活用いたしまして周知を図りたいと考えております。

また、先ほども触れさせていただきましたが、マップが完成すれば人が集まるイベントや会場にも 出向き、配布をしながら周知するということも有効であると考えております。更には、飲食店等も含 めた中のマップということですが、今回のマップの作成につきましては個人や事業所の庭、また植木 造園業の植木畑や樹木等がある公共施設などを中心に掲載させていただきました。今回のマップは、 観光スポットや飲食店などの掲載はありませんが、いろんな情報を詰め込みますと、何が伝えたいの かわかりにくくなることを考慮いたしまして、まずは本町の特色であるフットパスのインパクトを発 信したいと考えております。今後改正版の作成も考えられますので、あわせて検討していきたいと考 えております。

町民目線で考えていきますと、近隣のほかから、町外から来る方も含めていきますと、議員が述べられたようにどこで植樹をしていこうとか、そういうのももちろん考えると思うのです。今回の事業に当たりましては、フットパスとかオープンガーデン等を掲載した中で、改正版のときにはその辺も一度、今回試しにそういう形で行った中で、全部ほかの今ある幾つかの観光スポットと飲食店、更には今回やる事業、4つの事業も含めた中で、それを将来的には融合させていければなとは考えております。今回は単独でこの4つの事業だけを掲載させていただきます。

〇議長(髙橋祐二君) 1番、大澤議員。

○1番(大澤成樹君) ありがとうございます。

初版については、フットパス、オープンガーデンのみということのご答弁だったというふうに思います。ぜひとも今回30年度事業をすばらしい事業にしていただいて、今後とも継続してこの千代田町としてやっていく事業なのだろうというふうに思っております。私個人的には、このフットパス、先ほどの観光、飲食、歴史、文化等も盛り込む中で、無料の自転車なんかも貸し出して、広域にこの千代田町の魅力を感じてもらうというのもフットパス、歩いてということとは多少違ってきますが、千代田町の魅力を感じていただくと。また、お金を落としていただくという部分においては必要なのかなというふうに感じております。初回版については、フットパスということでございますので、まずはこれをしっかりと事業化していきまして、今後の展開としてもっと、先ほど述べさせていただいたような形で、広くこの千代田町の魅力を丸一日楽しんでいただけるような形にしていくのもいいのかなと個人的には感じております。まずは、初版のマップをつくるに当たり、我々も魅力あるコースづくり、またマップづくりに協力させていただける部分あるのだとすれば、しっかりと手をとり合ってやっていきたいなというふうに思います。

それでは、次の質問に移ります。役場庁舎内で以前青パトの講習会を受講させていただいたときに、 大泉警察の方から本町で一番多い犯罪は窃盗だというようなお話がありました。ある特定の場所であ るというようなこともおっしゃっておられましたが、多くの個人の方々に庭を提供していただき、ま た多くの町内外の人にフットパスとして参加していただきたいというふうに考えたときに、純粋にフ ットパスとして楽しんでいるのかどうかという区別がつけにくいのだろうと、難しいのだろうという ふうに考えます。庭を提供していただく方もフットパスとして、町内を散策、楽しんでいただける方 双方が気持ちよく行うために、防犯対策等考えがあればお聞かせいただきたいというふうに思います。

### 〇議長(髙橋祐二君) 高橋町長。

[町長(高橋純一君)登壇]

○町長(高橋純一君) 先ほど議員が述べられたように、昨年度は大泉署管内で、千代田町におかれましては万引き犯が多いということなのです。隣町の大泉町さんにおかれましては窃盗犯、特に自転車を中心に多いと。更に、この冬、皆さんにも青パトの講習会を受けていただきまして、おかげさまをもちまして即それが改善できました。大泉署管内の大泉町のほうの窃盗犯がワーストワンだったのです。人口比率におかれますとワーストワンだったのです。千代田町も万引き犯が下から数番目という状況であったのです。それで、皆さんに声を掛けて青パトの講習を受けていただいたり、いろいろ改善を図っていただいて、更にずっと今度は下でなくて上のほうに、早速おかげさまで改善ができました。

先ほど議員が述べられたオープンガーデンについては、これをこれから交流人口も増えるということですが、協力していただける個人事業所とか、また個人が、また植木造園業者の敷地内に不特定多数の方が出入りすることとなりますので、盗難などということも心配されるところではあります。基本的にはお客様を泥棒扱いすることはいかがなものかと思いますので、心配されるところは個人や事

業所、また植木造園業者の方におのおのが自己防衛ということでご協力をいただきたいと考えている ところであります。また、先進地の対策も参考にしてまいりたいと考えておりますので、これからそ の辺も含めて、先進地の情報も入れていただければと、こう考えております。

- 〇議長(髙橋祐二君) 1番、大澤議員。
- **〇1番(大澤成樹君)** ありがとうございます。そうですよね。フットパス、楽しんでいただいている方を泥棒だというような判断はもちろんできないのだろうというふうに思いますが、快く庭を提供していただいて、何かあったときにどうするのだということも大変重要なことなのだろうというふうに思います。町長より先進地の事例も勘案しながら検討していくというようなお話をいただきましたが、提供していただく方も散策する方も、気持ちよく事業に参加ができるような、しっかりとした対応をしていただきたいというふうに思います。

続きまして、こちらも新規事業でありますちよだスマイルポイント事業というのがあります。日本は、世界一の長寿国でもあります。しかし、平均寿命というのは寝たきりの状態でもカウントされますので、元気で健やかな生活を送ることのできる健康寿命を延ばしていかなければならないだろうと思います。健康を維持するための予防事業が大変重要であります。新規事業でありますちよだスマイルポイント事業も町民の皆様に健康への意識向上を図っていただく目的の事業と私は捉えております。こちらも4月の町広報に事業開始のお知らせとともに対象事業が掲載をされておりました。

7月1日からの受け付けということでもあります。新規事業同士の連携も図っていただいて、相乗効果も図れるのではないかというふうに考えておりますが、フットパス対象事業として考えていただくという考えはありますでしょうか。

# 〇議長(髙橋祐二君) 高橋町長。

[町長(高橋純一君)登壇]

**〇町長(高橋純一君)** ちよだスマイルポイント事業につきましては、7月1日より行うことになっております。ごみリサイクル及び健康づくりの各種事業において、参加した方に対しましてポイントを付与するというものであります。ある一定のポイントをためることにより特典があるというものであります。

フットパス事業との連携についてですが、お互い健康目的の共通点はあります。事業内容や運営方法などの相違もありますので、検討、協議をさせていただきますが、現段階ではスマイルポイント事業との連携は考えておりません。まずは、事業をスタートさせることが第一と考えております。その後に協力いただける業者も含めまして、将来的にポイント事業との連携を検討してまいりたいと思います。

先ほど議員が述べられたように、健康寿命を延ばしていくというのが最終的にちよだスマイルポイント、ごみの減量化も図っていこうというのが趣旨であるのです。ちよだスマイルポイント事業についてはですけれども。また、先ほど言ったフットパス事業というのは、もちろんこれはその延長線上

には健康寿命を延ばしていこうというのもありますけれども、その中で人口を、まず町外の方にも町 に来ていただきまして、それで町の魅力の発信につなげていこうと、こう考えております。

更には、先ほど言ったその延長線上には、千代田の魅力を感じていただいて、千代田に住んでいただくということが大事かなと、こう考えております。よく交流人口というのですけれども、交流人口と関係人口の違い、これもあろうかと思うのです。先ほど言ったちよだスマイルポイント事業は町内の方が対象なのです。フットパス事業に関しては町内と町外両方なのです。そういう意味では、先ほどお話ししたように、まず今回の事業をスタートさせることが第一かなと思っていますので、よろしくお願いいたします。

- 〇議長(髙橋祐二君) 1番、大澤議員。
- ○1番(大澤成樹君) ありがとうございます。

新規事業ということで、まずは新規4事業についてもしっかりと軌道に乗せていかなくてはならないのだろうというふうには思います。ただ、ちよだスマイルポイント事業に関しましても、造園関連の4事業に関しましても、単年度事業ではないのだろうというふうに私は感じております。今後も継続的にこの千代田町でこの事業をやっていくということを考えたときには、こういう仕掛けもあってもいいのかなというふうに私は感じているところであります。

町活性化新規4事業ということで、いろいろとお話、質問させていただいたわけでありますが、まずは植木造園関連従事者がしっかりとこの事業を引っ張っていかなくてはいけないのだろうというふうに思います。若干動きの悪いところも、私も会員の一人として感じているところではあるわけでございますので、しっかりとこの事業を軌道に乗せるべくやっていきたいというふうに思います。

それでは、最後の質問に移らせていただきます。今後の町活性化事業の取り組みとして、学生をまちづくりに参加させる考えについてお伺いをいたします。昨年は、35周年事業の一環といたしまして子ども議会が開催をされました。我々には考えつかないような一般質問もあり、中学生のすばらしい視点や意見を目の当たりにしたことと思います。全国的にも学生などがまちづくりに対する提言をまとめ、町にプレゼンする学生、まちづくり会議を行うなど、若者と連携したまちづくり施策を取り入れる自治体も増えております。

本町においても、おもてなしマラソンなんかにおいては、中学生のボランティアということでお手伝いをいただいているようであります。また、本町にはしっかりとリーダーズクラブと、高校生を中心に活動をする団体があるわけなのですが、現在現役の高校生がいらっしゃらないということであります。若者が町政やまちづくりに参加する機会を増やしていくことで、もっと違った視点から、違った事業もできるのではないか、町の魅力をもっと発信することができるのではないかというふうに考えますが、いかがですか。

#### 〇議長(髙橋祐二君) 高橋町長。

[町長(高橋純一君)登壇]

○町長(高橋純一君) 学生に町のイベントに参加させたらという質問だと思うのですけれども、学生にまちづくりやイベントに参加していただいたときの効果ということを考えたときに、学生と一般町民の交流、異世代との交流、新たなにぎわいの創出、来場者数の増加などさまざまな効果が期待できると考えております。直近では、議員の皆様も記憶に新しいと思いますが、今年の1月22日に行われた第2回ちよだ利根川おもてなしマラソンでは多くのボランティアに参加していただいております。成功裏におかげさまで終了することができました。また、このときは千代田中学校や大泉高校の生徒、大泉保育専門学校の学生の皆さんにも大勢参加していただき、大変盛り上がった大会とすることができました。

また、昨年の11月23日に行われました町の産業祭では、ご当地アイドルMenkoiガールズのステージや大泉高校の生徒に出店いただいた自分たちが栽培した野菜、試作に試作を重ねて完成した加工品の販売が盛況で、大いに盛り上げていただきました。

本町といたしましても、これまでかかわりのなかった学校にも呼び掛け、多くの学生に参加していただき、町外の方でも町に携わってもらえる関係人口の増により、まちづくりの一翼を担っていただきたいと考えております。学生時代から、先ほど議員が述べられましたようにボランティアの精神、いろんな部分で大きいイベントの中で、自分の位置づけを見ながらそれを協力していくというのも社会に出てから大変有効だと考えておりますので、これから学生を含めた中で、イベント等に参画していただくように、ますます声を掛けて誘っていければと、こう考えております。

〇議長(髙橋祐二君) 1番、大澤議員。

○1番(大澤成樹君) 前向きな答弁、ありがとうございました。

若いうちから中学生の子供を、議会もそうですけれども、まちづくりに携わる、そういうことにかかわることで、この千代田町にずっと定住していただく可能性も高まるだろうというふうに思いますし、この千代田町を愛する心の育成にもつながっていくのだろうというふうに感じております。産業祭、またおもてなしマラソンと、過去にもいろいろとボランティアしていただいているというようなお話いただいたわけでございますが、もっと多くの学生の皆さんに参加していただいて、千代田町の魅力を感じていただきながら、千代田町の魅力も発信していくということでやっていっていけたらなというふうに思います。

以上をもちまして一般質問終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長(髙橋祐二君) 以上で1番、大澤議員の一般質問を終わります。

これで通告者全員の一般質問を終わります。

#### 〇次会日程の報告

○議長(髙橋祐二君) 以上で本日の日程は終了いたしました。

あす8日は午前9時から開会いたします。

# ○散会の宣告

○議長(髙橋祐二君) 本日は以上をもって散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散 会 (午後 1時32分)

# 平成30年第2回千代田町議会定例会

# 議事日程(第2号)

平成30年6月8日(金)午前9時開議

日程第	1	承認第 2	2号	専決処分事項の承認を求めることについて(千代田町税条例の一部を改
				正する条例)
日程第	2	承認第 3	3号	専決処分事項の承認を求めることについて(千代田町都市計画税条例の
				一部を改正する条例)
日程第	3	承認第 4	4号	専決処分事項の承認を求めることについて(千代田町国民健康保険税条
				例の一部を改正する条例)
日程第	4	承認第 5	5号	専決処分事項の承認を求めることについて(平成29年度千代田町一般
				会計補正予算(第7号))
日程第	5	報告第 1	1号	平成29年度千代田町一般会計繰越明許費繰越計算書について
日程第	6	報告第 2	2号	平成29年度西邑楽土地開発公社決算について
日程第	7	議案第34	4号	千代田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
日程第	8	議案第35	5号	千代田町税条例の一部を改正する条例
日程第	9	議案第36	5号	千代田町都市計画税条例等の一部を改正する条例
日程第1	0	議案第37	7号	千代田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
				条例の一部を改正する条例
日程第1	1	議案第38	8号	千代田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する
				基準を定める条例の一部を改正する条例
日程第1	2	議案第39	9号	千代田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の
				一部を改正する条例
日程第1	3	議案第4(	)号	千代田町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改
				正する条例
日程第1	4	議案第41	1号	平成30年度千代田町一般会計補正予算(第1号)
日程第1	5	議案第42	2号	平成30年度千代田町介護保険特別会計補正予算(第1号)
	_			

# 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

日程第16 同意第 1号 千代田町公平委員会の委員の選任につき同意を求めることについて

# ○出席議員(12名)

1番	大	澤	成	樹	君	2番	酒	巻	広	明	君
3番	橋	本	和	之	君	4番	大	谷	純		君
5番	森		雅	哉	君	6番	][[	田	延	明	君
7番	襟	JII	仁	志	君	8番	小	林	正	明	君
9番	柿	沼	英	己	君	10番	細	田	芳	雄	君
11番	青	木	或	生	君	12番	髙	橋	祐	$\equiv$	君

# ○欠席議員(なし)

# ○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町		長	高	橋	純	_	君
副	町	長	坂	本	道	夫	君
教	育	長	岡	田		哲	君
総	務課	長	石	橋	俊	昭	君
財	務課	長	柿	沼	孝	明	君
住	民福祉部	果長	森		茂	人	君
健儿	康子ども詞	課長	茂	木	久	史	君
環境	竟下水道	課長	栗	原	弘	明	君
経	済 課	長	荒	井		稔	君
都	市整備訓	果長	荻	野	俊	行	君
会兼	計管理会計課	者長	小	暮	秀	樹	君
教 事	育委員務 局	会長	宗	ΙΙ	正	樹	君

# ○職務のため出席した者の職氏名

事	務	局	長	田	村	恵	子
書			記	荒	井	美	香
書			記	久 侈	录 田	新	_

開議 (午前 9時00分)

### ○開議の宣告

○議長(髙橋祐二君) おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、ただいまから平成30年第2回千代 田町議会定例会2日目の会議を開きます。

# ○承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(髙橋祐二君) これより日程に従い議事を進めます。

日程第1、承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。 書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長(髙橋祐二君) 町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長(高橋純一君)登壇]

○町長(高橋純一君) 皆さん、おはようございます。承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方税法の一部を改正する法律が平成30年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、千代田町税条例におきましても所要の改正を行う必要が生じましたが、議会を招集するいとまがなく、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

改正の主な内容ですが、個人町民税では地方税法の改正に伴い、関係する法律の引用条項及び文言の整理をする改正を行いました。法人町民税では、内国法人の外国関係会社等に係る所得の課税の特例についての改正、納期限の延長に関する場合の延滞金の特例についての改正及び個人町民税と同様に地方税法の改正に伴い、関係する法律の引用条項及び文言の整理を行いました。

固定資産税では、新築住宅等に関する固定資産税の減免規定を新たに創設いたしました。

最後に、土地保有税では、課税の特例の適用時期を3年間延長する改正を行ったものであります。 詳細につきましては、財務課長より説明させますので、よろしくご審議の上、ご承認くださいます ようお願い申し上げます。

- 〇議長(髙橋祐二君) 柿沼財務課長。
- 〇財務課長(柿沼孝明君) それでは、承認第2号につきまして詳細説明を申し上げます。

本案は、地方税法の一部を改正する法律が平成30年3月31日に公布され、同年4月1日施行となることに伴い、千代田町税条例につきましても所要の改正を行う必要が生じましたので、地方自治法第179条第1項の規定により、3月31日付で専決処分をさせていただいたものでございます。

お手元に承認第2号の資料といたしまして新旧対照表を配付させていただきましたので、この新旧対照表により説明をさせていただきます。右側が現行、左側が改正案となっておりますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、新旧対照表の1ページでございます。第20条、年当たりの割合の基礎となる日数、次、第24条、個人の町民税の非課税の範囲、第31条、均等割の税率、2ページになりますが、第36条の2、町民税の申告、またページが飛びまして4ページになります。4ページ、第47条の3、特別徴収義務者、第47条の5、年金所得に係る仮特別徴収税額等につきましては、個人町民税の改正でございますが、地方税法の改正に伴いまして、関係する法律の引用条項及び文言の整理を行ったものでございます。

また、ページが飛びまして6ページになります。第48条、法人の町民税の申告納付につきましては、第2項及び第3項を新たに追加するとともに、項ずれ等を修正するものでございます。新たに追加する内容につきましては、外国子会社合算制等の見直しを行うもので、国内に本店または事業所等を有する内国法人が、外国の法令により課される法人税等を課された場合、当該額のうち一定の額を町民税の法人税割額から控除する規定を設けるもので、第2項につきましては内国法人に係るものを、第3項では親族等の個人または同族会社である内国法人に係るものを規定しております。以降、6ページの下段第4項から、ページが飛びますが、9ページの第9項までの改正では、第2項及び第3項が新設されたことによります項ずれなどを修正するものでございます。

次に、10ページの第52条、法人町民税に係る納期限の延長の場合の延滞金についてでございますが、 第2項及び第3項を新たに追加いたします。これは、申告した後に税額を減少させる更正がされ、そ の後更に増額の更正があった場合には、増額更正等により納付すべき税額のうち、延長後の申告期間 後に納付がされていた部分につきましては、その納付がされていた期間を控除して延滞金を計算する ことを定めたものでございます。

第2項では、修正申告について、第3項では増額更正について新たに規定をしております。

次のページ、11ページから12ページになりますが、第 5 項及び第 6 項を新たに追加いたします。これも先ほどご説明いたしました第 2 項及び第 3 項の追加した内容と同様に、延滞金の計算期間について一定の期間を控除して計算をする規定を定めたものでございますが、第 5 項につきましては、連結申告法人に係る修正申告について、第 6 項については連結申告法人に係る増額更正について新たに規定をしております。

その他の改正でございますが、新たに追加された項目に伴い項ずれを修正するとともに、第54条、 固定資産税の納税義務者等でも総務省令の改正に伴い、引用条項の整理を行うものでございます。

これからが附則の改正となります。13ページにございます第3条の2、延滞金の割合等の特例、第4条、納期限の延長に係る延滞金の特例では、先ほどご説明申し上げました第48条及び第52条の改正に伴う規定の整備を行うものでございます。

14ページをお願いいたします。附則第10条の2、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合でございますが、地域決定型地方税制特例措置、いわゆるわがまち特例について、右側現行になりますが、右側現行の第3項、15ページになりますが、同じく右側現行の第6項が適用期間の終了に伴いまして削除されたことから、左側改正案のとおり項ずれの整備を行う改正でございます。

16ページ、附則第10条の3、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告では、16ページから21ページにわたり記載がございますが、第3項から第11項の改正でございます。この改正では、第3項から第11項において引用しております項番号が、地方税法の附則の改正により項ずれが生じることから、その整備を行うものでございます。

21ページになりますが、第12項を新たに追加いたします。この改正では、バリアフリー改修が行われました劇場や音楽堂に係る固定資産税等の特例措置を設けるもので、22ページの第1号から第6号までの事項を記載した申告書を改修工事の完了後三月以内に申告することによりまして、税額の3分の1が2年度分軽減されるものとなります。

次に、附則11条、23ページになりますが、附則第11条の2、附則第12条、ページが飛びまして26ページになりますが、附則第13条ではなだらかな税負担の措置を図るという観点から、土地に係る負担調整措置を平成27年度から平成29年度までの間講じられてきましたが、引き続き平成30年度から平成32年度までに3年間延長するものでございます。

附則第15条、特別土地保有税の課税の特例においても、特別土地保有税に係る課税の特例の適用期間に関して、現行では平成27年度から平成29年度までとなっておりますものを、平成30年度から平成32年度まで3年間延長するものでございます。なお、この特別土地保有税につきましては、平成15年度から新たな課税は行っておりません。

以上、ご説明申し上げましたが、議案書の後ろのページに記載してございますが、附則の第1条では施行期日について規定をしております。平成30年4月1日からの施行でございます。ただし、第52条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定については、平成29年1月1日以後に申告の提出期限が到来する法人町民税に係る延滞金について適用するものでございます。

第2条では、固定資産税に関する経過措置を規定しております。

以上、詳細説明とさせていただきます。

○議長(髙橋祐二君) 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(髙橋祐二君) 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(髙橋祐二君) 討論を終結いたします。

採決いたします。

承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについて、原案どおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

〇議長(髙橋祐二君) 起立全員であります。

よって、承認第2号は原案どおり承認されました。

# ○承認第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(髙橋祐二君) 日程第2、承認第3号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長(髙橋祐二君) 町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長(高橋純一君)登壇]

○町長(高橋純一君) 承認第3号 専決処分事項の承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方税法の一部を改正する法律が平成30年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、千代田町都市計画税条例におきましても所要の改正を行う必要が生じましたが、議会を招集するいとまがなく、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

改正の主な内容ですが、先ほどご説明申し上げました税条例の固定資産税改正部分と同様に、都市 計画税においても改正を行うものであります。

今回の地方税法の改正において、劇場や音楽堂等に係る都市計画税の特例措置を新たに設けるもので、固定資産税と同様に申告書を改修工事の完了後三月以内に申告することにより、税額の3分の1が2年度分軽減されるものであります。また、なだらかな税負担の措置を図るという観点から、土地に係る負担調整措置を平成27年度から平成29年度までの間講じられてきましたが、引き続き平成30年度から平成32年度までに3年間延長するものであります。

そのほか地方税法の改正に伴い、関係する法律の引用条項及び文言の整理などを行ったものであります。

なお、この条例の施行期日は平成30年4月1日とし、経過措置では、この条例による改正後の規定は平成30年度分から適用し、平成29年度分までについては、なお従前の例によるものであります。

よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長(髙橋祐二君) 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(髙橋祐二君) 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

「「なし」と言う人あり]

○議長(髙橋祐二君) 討論を終結いたします。

採決いたします。

承認第3号 専決処分事項の承認を求めることについて、原案どおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長(髙橋祐二君) 起立全員であります。

よって、承認第3号は原案どおり承認されました。

# ○承認第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(高橋祐二君) 日程第3、承認第4号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題と いたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長(髙橋祐二君) 町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長(高橋純一君)登壇]

**○町長(高橋純一君)** 承認第4号 専決処分事項の承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方税法の改正に伴い、地方税法施行令の一部を改正する政令が平成30年3月31日に公布され、同年4月1日に施行されることに伴い、千代田町国民健康保険税条例におきましても所要の改正を行う必要が生じましたが、議会を招集するいとまがなく、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

改正の主な内容ですが、納税義務者に対する課税限度額について、基礎課税額の引き上げや保険税の軽減対象者に対する軽減判定所得の幅を広くすることにより、中間所得層の被保険者の負担に配慮した改正であります。また、マイナンバーの連携に伴い、資格証明書の提示が不要となる改正も行っ

たものであります。

詳細については、財務課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご承認くださいますよう お願い申し上げます。

- 〇議長(髙橋祐二君) 柿沼財務課長。
- **○財務課長(柿沼孝明君)** それでは、承認第4号につきまして詳細説明を申し上げます。

本案は、地方税法の改正に伴い、地方税法施行令等の一部を改正する政令が平成30年3月31日に公布され、同年4月1日に施行となることに伴い、千代田町国民健康保険税条例につきましても所要の改正を行う必要が生じましたので、地方自治法第179条第1項の規定により、3月31日付で専決処分をさせていただいたものでございます。

お手元に承認第4号の資料といたしまして、新旧対照表を配付させていただきましたので、この新旧対照表により説明をさせていただきます。右側が現行、左側が改正案となっておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、新旧対照表の1ページをお願いいたします。最初に、第2条、納税義務者に対する課税額につきましては、第2条第2項において基礎課税額を規定しておりますが、課税限度額を現行の54万円を4万円引き上げまして58万円とするものでございます。

なお、次の第3項、後期高齢者支援金等課税額、第4項の介護納付金課税額につきましては変更が ございません。

下段の第21条、国民健康保険税の減額につきましては、先ほどの第2条の改正に伴うものですが、 第1項において、次のページの上段にわたりまして課税限度額の改正を行うものでございます。

2ページの第1項第2号になりますが、5割軽減の対象となります世帯の軽減判定所得の算定につきまして、被保険者の数に乗ずべき金額を現行の27万円から5,000円引き上げまして27万5,000円といたします。

また、第1項第3号では、2割軽減の対象となります世帯の軽減判定所得の算定におきまして、被保険者の数に乗ずべき金額を現行の49万円から1万円引き上げまして50万円とするもので、軽減対象者の幅を広くし、中間所得層の被保険者の負担に配慮するとともに、景気動向を踏まえ軽減判定所得を見直したものでございます。

第22条の2では、特例対象被保険者等に係る申告について規定をしておりますが、第2項において 非自発的失業者の税額軽減措置の適用を受けるための申請手続に際しまして、雇用保険受給資格者証 の提示が必要でございましたが、マイナンバーの連携によりまして把握できるものであれば、その提 示が不要となるため、改正を行ったものでございます。

以上、ご説明申し上げましたが、議案書の下段に記載のありますとおり、今回の改正の施行期日につきましては、平成30年4月1日でございます。

なお、経過措置につきましては、改正後の千代田町国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以後

の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税につきましては、なお従前の例によることとなります。

以上、詳細説明とさせていただきます。

○議長(髙橋祐二君) 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

5番、森議員。

[5番(森 雅哉君)登壇]

○5番(森 雅哉君) 3ページの一番下の事実を証明する書類の提示を求められた場合には、これらを提示しなければならないというところで、先ほど町長もマイナンバーというお話があったのですけれども、マイナンバーのカード以外にも何かあるのかどうか。これですと、これらとしか書いていないのですが、現場の方などは例えば別紙に証明書の種類など、どういうものがこれに該当するのかというような、そういうマニュアルというか、そういうものというのは用意されているのかどうか。これはマイナンバーカードと何が該当するのかをお聞かせいただけますでしょうか。

- 〇議長(髙橋祐二君) 柿沼財務課長。
- ○財務課長(柿沼孝明君) それでは、ご質問にお答えをいたします。

今回のこの国民健康保険の改正につきましては、先ほどご説明申し上げましたように非自発的失業者という形で、自分の意思に基づかず、会社の都合とか解雇というかやめさせられた場合に、国民健康保険税のほうの手続をすることによって、国民健康保険税のほうの減額をするといった手続でございまして、今までその申請の際に、資格者証が喪失しましたという社会保険のほうから出される証明書の提示が必要であったのですが、これがマイナンバー制度ができたことによって、その提示がなくても自治体のほうで確認できるものであれば、こちらから出してくださいと求めることはしませんというような形で、今までは提示を求めることが義務づけられていたというか、求めることとなっていたのですが、それを今度求めなくてもいいというような形の今回の改正でございます。よろしくお願いたします。

○議長(髙橋祐二君) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(髙橋祐二君) 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(髙橋祐二君) 討論を終結いたします。

採決いたします。

承認第4号 専決処分事項の承認を求めることについて、原案どおり承認することに賛成の方の起

立を求めます。

[起立全員]

○議長(髙橋祐二君) 起立全員であります。

よって、承認第4号は原案どおり承認されました。

### ○承認第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(髙橋祐二君) 日程第4、承認第5号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長(髙橋祐二君) 町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長(高橋純一君)登壇]

○町長(高橋純一君) 承認第5号 専決処分事項の承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、繰越明許費を追加する必要が生じましたが、年度末のため議会を招集するいとまがなく、 地方自治法第179条第1項の規定により、平成29年度一般会計補正予算(第7号)を専決処分いたし ましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

補正の内容について申し上げます。農林水産業費において、農地整備事業488万1,000円を平成30年度へ繰り越しを行いました。これは赤岩地内において暗渠排水工事を行いましたが、暗渠排水の埋設深の施工基準などについて、関係機関との協議に日数を要し、年度内の完成が見込めなくなったことから、繰越明許費を追加させていただきました。

なお、歳入歳出予算の総額については、変更ございません。

よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長(髙橋祐二君) 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

「「なし」と言う人あり]

〇議長(髙橋祐二君) 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

「「なし」と言う人あり]

○議長(髙橋祐二君) 討論を終結いたします。

採決いたします。

承認第5号 専決処分事項の承認を求めることについて、原案どおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長(髙橋祐二君) 起立全員であります。

よって、承認第5号は原案どおり承認されました。

# 〇報告第1号の上程、説明、報告

○議長(高橋祐二君) 日程第5、報告第1号 平成29年度千代田町一般会計繰越明許費繰越計算書 についてを議題といたします。

書記に報告書を朗読させます。

[書記朗読]

〇議長(高橋祐二君) 町長に平成29年度千代田町一般会計繰越明許費繰越計算書についての報告を 求めます。

高橋町長。

[町長(高橋純一君)登壇]

**○町長(高橋純一君)** 報告第1号 平成29年度千代田町一般会計繰越明許費繰越計算書についてご報告いたします。

繰越計算書に記載のありますとおり、平成29年度千代田町一般会計予算に係る事業のうち、小規模 農村整備事業及び農地整備事業の農林水産業費関係2件、都市計画道路整備事業の土木費関係1件並びに東小学校施設整備事業の教育費関係1件、合わせて4件の事業で、総額2,338万1,000円に係る繰越計算書の報告であります。これは、本年3月の第1回議会定例会において可決いただきました一般会計補正予算(第6号)並びに先ほど承認第5号においてご承認いただきました専決処分事項の一般会計補正予算(第7号)を、繰越明許費として平成30年度に繰り越したものでありますが、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越明許費繰越計算書を調製し、議会に報告するものとされておりますので、ご報告させていただくものであります。よろしくお願い申し上げます。

〇議長(髙橋祐二君) 以上で報告を終わります。

### 〇報告第2号の上程、説明、報告

○議長(髙橋祐二君) 日程第6、報告第2号 平成29年度西邑楽土地開発公社決算についてを議題 といたします。

書記に報告書を朗読させます。

[書記朗読]

○議長(髙橋祐二君) 町長に平成29年度西邑楽土地開発公社決算についての報告を求めます。

高橋町長。

## [町長(高橋純一君)登壇]

○町長(高橋純一君) 報告第2号 平成29年度西邑楽土地開発公社決算について報告いたします。 本案は、西邑楽土地開発公社の決算について、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告するものであります。

なお、本報告書につきましては、去る5月21日の公社理事会において、全会一致で原案どおり可決 されております。

詳細については、都市整備課長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

- 〇議長(髙橋祐二君) 荻野都市整備課長。
- **〇都市整備課長(荻野俊行君)** それでは、報告第2号につきまして詳細説明を申し上げます。

お手元の資料の中敷きのピンク色の色紙以降にございます決算資料7ページをお開きいただきたい と思います。

事業の概況報告でございますが、造成地売却事業といたしまして、東部住宅団地分譲地1区画の売却に伴う収益がございました。なお、面積、金額につきましては、記載のとおりでございます。

続きまして、決算書の1ページに戻っていただき、ご覧いただきたいと思います。収支決算の状況 でございます。まず、収益的収入及び支出におきましては、収入の総決算額が789万640円で、事業区 分ごとの内訳は、記載のとおりでございます。

次に、支出の総決算額でございますが、642万5,895円で、事業区分ごとの内訳は記載のとおりでございます。

次に、2ページをご覧ください。資本的収入及び支出でございますが、収入の総決算額が258万1,033円で、東部住宅団地造成事業の借入金でございます。

支出の総決算額は494万7,185円で、内訳は記載のとおりでございます。

なお、収入が支出に対して不足する額につきましては、記載のとおり当年度分損益勘定留保資金で 補填いたしました。

3ページをご覧いただきたいと思います。損益計算書でございますが、公社の1年間の経営状況をあらわすものでございます。事業収益から事業原価を差し引きますと、521万4,548円の当期総利益が発生しました。こちらから販売費及び一般管理費を引きますと、144万4,140円の事業利益となりました。また、事業利益に事業外収益を足し上げ、事業外費用を差し引きますと、146万4,745円の当期純利益となりました。

4ページをご覧いただきたいと思います。貸借対照表でございますが、公社の資産状況をあらわす ものでございます。

まず、資産の部でございますが、流動資産の合計は11億566万3,063円で、明細につきましては記載のとおりでございます。

次に、負債の部でございますが、固定負債が10億7,441万3,918円でございます。

次に、資本の部でございますが、千代田町からの拠出金として基本財産が300万円でございます。

次に、準備金でございますが、記載のとおり、前期繰越準備金と当期純利益を合わせて2,824万9,145円でございます。従いまして、資本合計は資本金と準備金を合わせ3,124万9,145円となり、負債資本合計が11億566万3,063円で、資産合計と合致しております。

5ページ以降につきましては、財産目録等を添付してございます。また、前面側に平成30年度予算書も添付してございますので、後ほどご覧いただくことをお願い申し上げまして、以上詳細説明とさせていただきます。

〇議長(髙橋祐二君) 以上で報告を終わります。

# ○議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(髙橋祐二君) 日程第7、議案第34号 千代田町職員の給与に関する条例の一部を改正する 条例を議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長(髙橋祐二君) 町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長(高橋純一君)登壇]

○町長(高橋純一君) 議案第34号 千代田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、千代田町職員の給与に関する条例に規定されている職務の級及びその級における標準的な職務について、4級の標準的な職務である、「主査」を「係長代理」に改正するものであります。

改正の理由といたしまして、職員の意識改革の一環としまして、4級の一般職であります「主査」を「係長代理」に改めることによって、その職務の重要性及び責任の重大性が認識できるようにする ものであります。

なお、この本条例の施行期日について、平成30年7月1日から施行といたします。 よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長(髙橋祐二君) 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(髙橋祐二君) 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(髙橋祐二君) 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第34号 千代田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、原案どおり決する ことに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

〇議長(髙橋祐二君) 起立全員であります。

よって、議案第34号は原案どおり可決されました。

### ○議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(髙橋祐二君) 日程第8、議案第35号 千代田町税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長(髙橋祐二君) 町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長(高橋純一君)登壇]

**〇町長(高橋純一君)** 議案第35号 千代田町税条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方税法の一部を改正する法律が平成30年3月31日に公布されたことに伴い、千代田町税 条例におきましても所要の改正を行うものであります。

改正の主な内容ですが、国が一律に定めていた地方税の特例措置を、地方自治体が自主的に判断し、 条例で決定できる地域決定型地方税制特例措置、通称わがまち特例に基づき対象となります固定資産 税の償却資産について、課税標準の特例規定を定めるもので、今回の改正では、参酌基準の見直し、 再生可能エネルギー発電関連及び生産性革命実現に向けた設備投資について、新たに規定を設けるも のであります。

詳細につきましては、財務課長より説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいます ようお願い申し上げます。

- 〇議長(髙橋祐二君) 柿沼財務課長。
- 〇財務課長(柿沼孝明君) それでは、議案第35号につきまして詳細説明を申し上げます。

本案は、地方税法の一部を改正する法律が平成30年3月31日に公布されたことに伴いまして、千代 田町税条例につきましても所要の改正を行うものでございます。

この改正は、先ほど町長の提案理由の説明にもございましたが、地域決定型地方税制特例措置、通

称わがまち特例についての改正で、わがまち特例につきましては、国が地方公共団体に対して町税の特例措置の実施を求める場合であっても、法律の定める範囲内で地方自治体が特例措置の具体的内容を条例で定めることができる仕組みでございます。平成30年度の改正では、固定資産税の償却資産関係において参酌基準の見直しや、新たに6項目を追加する改正となっております。

お手元に議案第35号の資料といたしまして、新旧対照表を配付させていただきましたので、この新旧対照表により説明をさせていただきます。表の右側が現行、左側が改正案となっておりますので、よろしくお願いをいたします。

初めに、千代田町税条例附則第10条の2関係でございますが、引用する地方税法附則第15条第2項第1項については、水質汚濁防止のための汚水または廃液の処理施設を規定しておりますが、現行では課税標準の3分の1の特例措置としておりましたが、参酌割合の見直しに伴いまして、国が定めた改正割合と同様に2分の1とするものでございます。

第2項から第7項につきましては、今回改正はございません。

第8項から次のページになりますが、第12項までの5項目につきましては、新たに追加となります。

また、1ページのほうに戻っていただきまして、第8項からご説明をいたします。第8項を追加いたしますが、これは水力発電設備のうち出力5,000キロワット以上の施設が対象になりますが、3分の2の特例といたします。

次の第9項では、地熱発電設備のうち出力が1,000キロワット未満の設備が対象となりますが、3 分の2の特例となります。

第10項では、バイオマス発電設備のうち出力が1万キロワット以上2万キロワット未満の設備が対象となりますが、3分の2の特例となります。

2ページをお願いいたします。第11項では、太陽光発電設備のうち出力が1,000キロワット以上の 設備が対象となりますが、4分の3の特例となります。

第12項では、風力発電設備のうち出力20キロワット未満の設備が対象となりますが、4分の3の特例となります。なお、第8項から第12項の特例割合につきましては、国で定めた参酌割合と同じ割合とさせていただきました。

第13項から第18項につきましては、前5項が追加となったことから、項ずれ及び適用条文の号ずれによる条文の整備を行うものでございます。

最後に、第19項を追加いたしますが、これは生産性向上特別措置法が創設され、地方税法において中小企業者が導入する先端設備等の機械装置について、固定資産税を2分の1からゼロまで軽減することを可能とする3年間の時限的な特例措置が創設されました。本町では、中小企業者の新たな設備投資を支援することや地域経済の活性化に向け、特例割合をゼロとするものでございます。

なお、施行期日につきましては、議案書のほうになりますが、議案書の下段にあります附則に記載のとおり、今回の改正につきましては公布の日から施行し、平成30年度以後の固定資産税について適

用いたしますが、29年度分までについては、なお従前の例によるものでございます。

以上、詳細説明とさせていただきます。

○議長(髙橋祐二君) 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

「「なし」と言う人あり]

○議長(髙橋祐二君) 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(髙橋祐二君) 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第35号 千代田町税条例の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の方の 起立を求めます。

[起立全員]

○議長(髙橋祐二君) 起立全員であります。

よって、議案第35号は原案どおり可決されました。

### ○議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決

〇議長(髙橋祐二君) 日程第9、議案第36号 千代田町都市計画税条例等の一部を改正する条例に ついてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長(髙橋祐二君) 町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長(高橋純一君)登壇]

**○町長(高橋純一君)** 議案第36号 千代田町都市計画税条例等の一部を改正する条例について、提 案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方税法の一部を改正する法律が平成30年3月31日に公布されたことに伴い、千代田町都 市計画税条例におきましても所要の改正を行うものであります。

改正の主な内容ですが、第1条関係ではコンパクトシティーの形成に向けて、立地適正化計画区域 内に散在する空き地など低未利用土地が、コンパクトなまちづくりを進める上で重大な障害となって いることから、都市再生特別措置法の一部が改正され、立地誘導促進施設協定制度が創設されました。 これは、地域において交流広場、コミュニティー施設など利便性の高い施設の整備、管理を、地方自 治体にかわり地権者全員が合意の上、協定を締結し、みずから行うという新たな協定制度となりますが、地方税法においても、この立地誘導促進施設協定を締結し、公共施設等を整備、管理する場合、都市計画税の課税標準を最長5年間、3分の2に軽減する特例措置が創設されたものであります。

第2条関係では、地方税法の改正に伴い、引用条項の整理を行うものであります。

なお、この条例の施行期日は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日から施行となりますが、第2条の規定については、平成31年4月1日から施行となるものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長(髙橋祐二君) 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(髙橋祐二君) 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

〇議長(髙橋祐二君) 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第36号 千代田町都市計画税条例等の一部を改正する条例について、原案どおり決することに 賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長(髙橋祐二君) 起立全員であります。

よって、議案第36号は原案どおり可決されました。

### ○議案第37号の上程、説明、質疑、討論、採決

〇議長(髙橋祐二君) 日程第10、議案第37号 千代田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に 関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長(髙橋祐二君) 町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長(高橋純一君)登壇]

○町長(高橋純一君) 議案第37号 千代田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改革する厚生労働省令が施

行されたことに伴い、省令の内容に準じて定めている千代田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましても、所要の改正を行うものであります。

詳細につきましては、住民福祉課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定ください ますようお願い申し上げます。

- 〇議長(髙橋祐二君) 森住民福祉課長。
- **○住民福祉課長(森 茂人君)** それでは、議案第37号につきまして詳細説明を申し上げます。

放課後児童健全育成事業、学童保育所のことでございますけれども、初めに条例改正の背景でございますけれども、平成29年12月26日に閣議決定されました平成29年の地方からの提案等に関する対応方針におきまして、放課後支援員、学童の先生につきまして、基礎資格等について一定の実務経験があり、かつ市町村長が適当と認めた者を対象拡大するということとしまして、平成30年4月1日施行の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する厚生労働省省令、これにおきまして一部改正が行われましたことから、省令に準じています町の条例におきましても所要の改正を行うものでございます。

改正の内容につきましては、議案第37号の資料、新旧対照表に基づきましてご説明申し上げますので、新旧対照表のほうをご覧いただきたいと思います。右側が現行、左側が改正案となってございます。第10条は職員に関する内容となりますが、第3項第4号の学校教育法の規定による教諭となる資格を有する者から、教育職員免許法第4条に規定する免許状を有する者と改めます。学校教育法につきましては、学校の運営に関した法律でございますので、そこの先生を指していたものですが、教職員の免許の取得があるかということを優先するというような改正になると思います。

また、新たに同項第10号を追加いたしまして、内容としましては5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者で、町長が適当と認めたものであれば、免許の有無にかかわらず、放課後児童支援員とすることができるというもので、実務経験のスキルを優先して採用ができるというようなものになります。この改正によりまして、幅広く放課後児童支援員を確保することが可能となります。

次に、議案書にお戻りいただきまして、議案書の最後となりますけれども、附則といたしまして、 この条例の施行期日につきましては、公布の日から施行とするものでございます。

以上で詳細説明とさせていただきます。

○議長(髙橋祐二君) 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。 質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(髙橋祐二君) 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

「「なし」と言う人あり]

○議長(髙橋祐二君) 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第37号 千代田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を 改正する条例について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

〇議長(髙橋祐二君) 起立全員であります。

よって、議案第37号は原案どおり可決されました。

ただいまから10時20分まで休憩といたします。

休憩 (午前10時07分)

再 開 (午前10時20分)

○議長(髙橋祐二君) 休憩を閉じて再開いたします。

○議案第38号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(高橋祐二君) 日程第11、議案第38号 千代田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長(髙橋祐二君) 町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長(高橋純一君)登壇]

○町長(高橋純一君) 議案第38号 千代田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する厚生 労働省令が平成30年4月1日に施行されたことに伴い、省令の内容に準じて定めている千代田町指定 地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例につきましても所要の改 正を行うものであります。

改正の内容につきましては、「指定地域密着型通所介護従事者」という文言から「指定」という言葉を削除し、「地域密着型通所介護従事者」へと改め、省令との整合性を確保するものであります。 よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長(高橋祐二君) 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

「「なし」と言う人あり]

○議長(髙橋祐二君) 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

「「なし」と言う人あり]

○議長(髙橋祐二君) 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第38号 千代田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める 条例の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長(髙橋祐二君) 起立全員であります。

よって、議案第38号は原案どおり可決されました。

# ○議案第39号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(高橋祐二君) 日程第12、議案第39号 千代田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長(髙橋祐二君) 町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長(高橋純一君)登壇]

**〇町長(高橋純一君)** 議案第39号 千代田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する厚生労働省令が施行されたことに伴い、千代田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例につきましても所要の改正を行うものであります。

主な改正内容は、家庭的保育事業所等における連携施設や給食の外部搬入先事業者に関しての規制の緩和、准看護師を保育士とみなす職員基準の追加及び待機児童問題解消のための職員配置基準の緩和、また避難用の設備の基準の一部などを改正するものであります。

詳細につきましては、健康子ども課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

- 〇議長(髙橋祐二君) 茂木健康子ども課長。
- **〇健康子ども課長(茂木久史君)** それでは、議案第39号につきまして詳細説明を申し上げます。

本案は、先ほど町長が申されましたが、国の厚生労働省令、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正になったことを受けまして、町条例、千代田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例につきましても所要の改正を行うものでございます。

それでは、お手元に議案第39号の資料といたしまして、新旧対照表を配付させていただきましたので、これによりましてご説明を申し上げます。下線の箇所が改正部分で、右側が現行、左側が改正案となってございます。

初めに、具体的な改正内容に触れる前に、家庭的保育事業等についてご説明をさせていただきます。 家庭的保育事業等とは、ゼロ歳から2歳までの保育の受け皿となる大きく分けて4つの事業の総称で ございまして、地域型保育事業とも言います。1つ目は、保育者の自宅等で子供を預かる家庭的保育 事業。それから、2つ目は定員が6から19人までの小規模な認定保育施設で保育を行います小規模保 育事業。3つ目は、保育者が保育する子供の自宅で保育を行う居宅訪問型保育事業。最後の4つ目は、 企業内や病院内の認可保育所で保育を行います事業所内保育事業となってございます。本条例につき ましては、これらの家庭的保育事業等における設備及び運営に関する基準を定めてございます。

それでは、1ページ目をご覧ください。まず、第3条第1項でございますが、こちらに関しては、 条文内容に影響のない形で語句の一部修正を行うものでございます。

第6条第1項2号につきましては、この後に新たに加わります同条第2項及び第3項中に登場します「代替保育」という言葉の定義を行うものでございます。なお、代替保育でございますが、居宅訪問型事業以外の施設において、職員が病気や休暇等により保育を提供できない場合に、連携する他の保育園、幼稚園、認定こども園の協力によりまして、継続的な保育を提供することとしてございます。

新設される第6条第2項及び資料2ページ目の第3項でございますが、この中では代替保育のための連携施設の確保が著しく困難であると町長が認める場合、小規模保育事業者等を行う者やそれと同等の能力を有する者を、連携協力を行う者として確保できればよいというものでございます。

続きまして、第16条第2項第4号に関しましても、新設される条文でございます。家庭的保育事業等を行う家庭的保育事業者等が食事を提供する場合、事業所内での調理が基本的には原則となりますが、こちらの第16条では、特例といたしまして、一定条件を満たした場合に、食事の外部搬入を認めることを定めておる内容となってございます。新設の条文では、家庭的保育者の居宅で保育を提供する家庭的保育事業者について、搬入施設として既に保育所、幼稚園、認定こども園などから調理業務を受託している事業者で、かつ町が適当と認める者を追加するものとなってございます。

また、資料3ページ目に移りまして、第28条では小規模保育事業者の設備基準を定めておりまして、 改正箇所は第28条第7号、イの表でございます。

次の4ページ目の下線の部分をご覧ください。保育室や遊具室等を設ける場合、必要な常用階段や 非常用階段及びバルコニーについて規定しております。このたび建築基準法施行令の規定に一部改正 がありましたことから、関係する表中の部分についても号ずれを含め、その表記を改めるものでござ います。

5ページ目をお願いいたします。第29条第3項及び第31条第3項に関しましては、小規模保育事業所の職員基準において、保健師または保育士を1人に限り保育士とみなすことができる規定に関し、新たに准看護師を追加するものでございます。

第43条第8号、イの表につきましては、保育所型事業所内保育事業所の設備基準を定めてございますが、7ページ目へ飛びまして、先ほどの第28条の改正と同じ改正がなされるものでございます。

次に、第44条第3項及び47条第3項では、事業所内保育事業所の職員基準を改正するもので、内容は先ほどの第29条と同様でございます。

次に、8ページ目をご覧ください。ここからは附則に係る部分の改正となります。第2条第1項に つきましては、この後に加わる同条第2項中に登場します「施設等」という言葉の定義を行うもので ございます。

また、新設される第2条第2項でございますが、ここでは家庭的保育事業の認可を得た施設等については、食事の提供に関し、経過措置として平成36年度までに調理体制を整えることを前提に、自園調理によらない方法で食事を提供することが可能であることを規定しております。

9ページ目の新設される附則第6条から第9条にかけてございますが、小規模保育事業所のうち最も保育所に基準が近い小規模保育事業所A型と、事業所内保育事業所のうち定員が20名を超える保育所型事業所内保育事業所の2つの施設について、職員の配置の特例を定めてございます。条文の内容を見てみますと、第6条では保育の需要に応じるだけの保育所、認定こども園、家庭的保育事業所等が不足していることに鑑みまして、当分の間、第29条第2項各号または第44条第2項各号に定める子供の年齢保育士数で計算されます保育士が1人の場合、規定では施設として必要な保育士数は、最低でも2人以上としなくてはならないところ、保育士の数を1人以上とすることができるとされております。ただし、配置される保育士を1人とする場合には、保育士と同等の知識、経験を有すると町長が認める者をあわせて置くことが義務づけられてございます。

また、第7条でございますが、附則第6条にある事情に鑑み、当分の間、幼稚園、小学校、養護の 各教諭の普通免許状を有する者も保育士とみなすことができるとしています。

第8条では、1日8時間を超えて開所する施設について、当分の間8時間の開所時間の枠内で必要となる保育士のほかに、追加の保育士を確保する必要があるときは、追加で確保しなければならない保育士の数の範囲内で、保育士と同等の知識、経験を有すると町長が認めた者を保育士とみなすことができるとしてございます。

最後に、10ページの第9条では、附則第7条及び第8条の規定を適用するときは、保育士資格を有する者を、必要となる保育士数の3分の2以上置かなければならないとしております。

以上で本案の詳細説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

**〇議長(髙橋祐二君)** 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(髙橋祐二君) 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

「「なし」と言う人あり]

○議長(髙橋祐二君) 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第39号 千代田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長(髙橋祐二君) 起立全員であります。

よって、議案第39号は原案どおり可決されました。

### ○議案第40号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(高橋祐二君) 日程第13、議案第40号 千代田町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

〇議長(髙橋祐二君) 町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長(高橋純一君)登壇]

**〇町長(高橋純一君)** 議案第40号 千代田町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の 一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、新規工業団地であります千代田工業団地南地区の事業化に向け進めてまいりました都市計画法に基づく法定手続が、5月29日付で決定告示されましたことから、関連する町の地区計画条例を一部改正するものであります。

改正点といたしましては、区域の追加及び建築物の敷地面積の制限を設ける内容となっております。 詳細につきましては、都市整備課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定ください ますようお願い申し上げます。

- 〇議長(髙橋祐二君) 荻野都市整備課長。
- **〇都市整備課長(荻野俊行君)** それでは、議案第40号につきまして詳細説明を申し上げます。

新規工業団地であります千代田工業団地南地区の事業化に向けまして、都市計画区域区分の変更、用途地域及び地区計画の変更について、都市計画法に基づく法定手続を進めてまいりました。昨年8月から県関係部署との意見調整を開始し、10月に素案の縦覧、11月に素案に対する公聴会の開催をいたしましたが、意見口述の申し出がございませんでしたので、開催中止とさせていただきました。本年に入りまして、2月に原案の縦覧を行った後、都市計画法第19条第1項の規定による町都市計画審議会を2月28日に開催し、変更案の承認をいただきました。これを受けまして、3月30日に変更案に対する県同意を受けた後、5月29日付にて変更に関する県及び町告示をさせていただきました。よって、今回変更の内容との整合性を図るため、現地区計画条例の一部改正を行うものであります。

この一部改正につきましては、千代田工業団地南地区の事業化に当たりまして、隣接する千代田工業団地と一体となった計画的で良好な工業団地の形成を図るため、建築物の敷地面積の最低限度を定めるものであります。

以上を踏まえまして、お手元に配付させていただきました議案第40号の資料の新旧対照表によりご 説明させていただきたいと思います。初めに、別表第1、第2条関係、こちらは地区計画の適用区域 を定める内容となりますが、最下段に区域名称、千代田工業団地南地区計画区域、区域の範囲、平成 30年5月29日千代田町告示第123号により地区計画が定められた区域を追加いたします。

続いて、別表2のうち第6条関係、こちらは建築物の敷地面積の制限を定める内容となりますが、ページを1枚めくっていただき、表の最下段に区域の名称、千代田工業団地南地区計画区域、エといたしまして建築物の敷地面積の最低限度3,000平米を追加するものでございます。

以上、詳細説明とさせていただきます。

○議長(髙橋祐二君) 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。 質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(髙橋祐二君) 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

〇議長(髙橋祐二君) 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第40号 千代田町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長(髙橋祐二君) 起立全員であります。

よって、議案第40号は原案どおり可決されました。

### ○議案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(髙橋祐二君) 日程第14、議案第41号 平成30年度千代田町一般会計補正予算(第1号)を 議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長(髙橋祐二君) 町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長(高橋純一君)登壇]

**〇町長(高橋純一君)** 議案第41号 平成30年度千代田町一般会計補正予算(第1号)について、提 案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ528万2,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ44億8,228万2,000円とするものであります。

補正の概要を申し上げますと、歳入では、本年4月1日付の機構改革に伴い、国県支出金の負担金において予算の組み替えを行っております。

また、国県支出金の補助金では、農林水産業費及び教育費において、新たに補助金の交付が見込まれることから追加するものであります。

歳出では、職員の人事異動に伴う人件費の整理等を行ったほか、民生費では機構改革に伴う予算の 組み替えを行ったものであります。

また、農林水産業費及び教育費については、歳入において新たな補助金が見込めることから、事業 の追加を行うものであります。

詳細につきましては、財務課長より説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいます ようお願い申し上げます。

- 〇議長(髙橋祐二君) 柿沼財務課長。
- **○財務課長(柿沼孝明君)** それでは、議案第41号につきまして詳細説明を申し上げます。

最初に、補正予算書の1ページをお願いいたします。第1条でございますが、歳入歳出予算の補正 につきましては、先ほど町長の提案理由の説明があったとおりでございます。

それでは、説明につきましては事項別明細書により申し上げますので、お手数ですが、8ページ、9ページをお願いいたします。なお、説明に当たりましては、右側説明欄をもとにご説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

初めに、歳入でございます。13款国庫支出金、1項国庫負担金及び下段になりますが、14款県支出金、1項県負担金におきましては、先ほど町長の提案理由の説明にもございましたが、今年度機構改革が行われたことから、予算の組み替えを行ったものでございます。当初予算において、教育費に計

上しておりました幼稚園関連の負担金、施設型給付費負担金については、健康子ども課が所管することとなったため、民生費に同額の予算を組み替えるとともに、名称についても変更をさせていただきました。

中段になりますが、13款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金でございますが、9万円を追加いたします。これは、個人番号カード交付事務費に対し交付されるものですが、事務費の全額が補助されるものでございます。

その下、5目教育費国庫補助金につきましては、教育支援体制整備事業費補助金10万5,000円を新たに追加をいたします。これは、中学校の部活動に部活動指導員を配置する経費に対し国より補助されるもので、事業費の3分の1が交付されるものでございます。

ページをめくっていただきまして、10ページ、11ページをお願いいたします。14款県支出金、2項 県補助金、4目農林水産業費県補助金では、はばたけ「ぐんまの担い手」支援事業費補助金を498万 2,000円追加いたしますが、農業用機械などの購入費用に充てるため、県より30%が補助されるもの ですが、農業者3名分を追加いたします。

その下、6 目教育費県補助金につきましては、先ほど国庫補助金の項目でもご説明いたしましたが、中学校の部活動に対し、部活動指導員の配置に要する経費として3分の1が県からも補助されるもので、10万5,000円を追加いたします。

ページをめくっていただきまして、12ページ、13ページをお願いいたします。続きまして、歳出に つきましてご説明申し上げます。歳出の補正のうち、各款におきまして職員人件費の増減が補正とな っております。これは、4月の人事異動及び機構改革に伴うものでございますので、よろしくお願い をいたします。

なお、歳出につきましても右側説明欄をもとに説明させていただきますので、よろしくお願いをいたします。下段の枠となりますが、2款総務費、1項総務管理費の5目企画費でございますが、社会保障税番号制度システム事業として個人番号カードの交付事務に対する費用9万円を追加いたします。なお、この費用につきましては、先ほど歳入の項目でご説明申し上げましたとおり、国から全額が補助されております。

ページが飛びまして16ページ、17ページをお願いいたします。3款民生費、1項社会福祉費、3目高齢者福祉費に介護保険特別会計事務費繰出金を70万2,000円追加いたします。これは、介護保険のシステム改修の費用として、事務費の繰出金を追加するものでございます。

その下、2項児童福祉費の1目児童福祉総務費については、今年度行われました機構改革に伴う補正となりますが、住民福祉課と健康子ども課で扱う予算科目の執行権限の見直しを行うものでございまして、予算計上額には変更がないことから、人件費を除きまして補正額はゼロ円となっております。なお、人件費につきましては、機構改革に伴いまして健康子ども課の子育て支援関係職員の人件費について、この項目へ予算の組み替えを行ったものでございます。

なお、人件費以外の予算科目の組み替えを行った主な内容につきまして、ご参考に申し上げます。 1 節の報酬でございますが、子ども・子育て会議委員報酬、11節の需用費では消耗品費及び図書購入 費、13節委託料では子ども・子育て支援事業計画策定委託料、19節負担金では補助及び交付金で、19節 の負担金補助及び交付金でございますが、職員研修負担金、要保護児童対策地域協議会補助金などに つきまして、住民福祉課から健康子ども課へ予算の執行権限の見直しを行わせていただきました。

ページをめくっていただきまして、18ページ、19ページをお願いいたします。下段になりますが、4款衛生費、1項保健衛生費の1目保健衛生総務費におきましても機構改革に伴う予算の補正になりますが、環境下水道課が新設されたことに伴いまして、一番下ですが、11節需用費において、公用車の燃料費や修繕料、図書購入費などにつきまして、環境下水道課への予算の執行権限の見直しをさせていただきました。

20ページ、21ページをお願いいたします。1項保健衛生費、2目予防費では、管理栄養士の産休に伴いまして代替職員の雇用のため、詳細派遣への委託料を351万8,000円追加いたします。

6 款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費では、はばたけ「ぐんまの担い手」支援事業補助金を498万2,000円追加いたします。これは、先ほど歳入の項目でご説明申し上げましたとおり、農業者の方が農業用機械などを購入する際の購入費用を助成するもので、3名分を追加いたします。

ページをめくっていただきまして、22ページ、23ページをお願いいたします。7款1項商工費、1 目商工総務費には、観光振興事業として観光誘客支援助成金を50万円追加いたします。これは、今年 度新たな事業となりますが、千代田の祭川せがきの観覧を目的としたバスツアーを開催いたしますが、 ツアー費用を助成することにより、ツアー参加者の負担を軽減し、本町への観光客の誘致の促進を図 るものでございます。

次のページ、24ページ、25ページをお願いいたします。10款教育費、1項教育総務費、4目教育研究所費には、運動部活動指導員賃金を31万7,000円追加いたします。これは中学校の部活動の運営に際し、部活動指導員を配置するための賃金を新たに計上いたしますが、先ほど歳入の項目でご説明申し上げましたが、この財源につきましては、国及び県よりそれぞれ3分の1の補助金が交付されるものでございます。

26ページ、27ページをお願いいたします。下段になりますが、5項社会教育費、2目人権教育費では、人権に関する啓発事業の充実を図るため、人権教育指導者養成講座の開設を本年度県より委託をされ、本町において事業を行うことから、当初予算において講演会講師委託料として24万円を計上しておりましたが、県から示された事業委託要綱に基づき予算の組み替えが必要となりました。当初予算に計上しておりました委託料から、報償費に予算の組み替えを行うとともに、需要費において消耗品費、食糧費を追加させていただきました。

ページが飛びまして、30ページ、31ページをお願いいたします。最後に、14款1項1目予備費から57万2,000円を減額いたしまして、収支の均衡を図るものでございます。

なお、次のページ、32ページから34ページにわたりまして、給与費明細書を添付してございます。 以上、詳細説明とさせていただきます。

○議長(高橋祐二君) 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

9番、柿沼議員。

「9番(柿沼英己君)登壇]

○9番(柿沼英己君) まず、第1点目は、11ページの県補助金ということで、運動部活動指導員配置促進事業費補助金10万5,000円、3分の1補助ということで、これは3月の一般質問で、部活動指導員というものを配置1名予定しているということで説明いただきまして、時期についてはいつになるかわからないというような答弁だったのですけれども、これが早まったというか、早々にこうなった要因というのがわかれば教えていただければと思います。

次が23ページなのですけれども、観光振興事業50万円ということで、バスツアーということで、川 せがきということで大変よろしいかなと思うのですけれども、これに対する効果、それはどのような ものと考えているのか。また、今後毎年のようにこれをやっていくのかどうか。それから、川せがき に対してクラウドファンディングといいますか、ふるさと納税のほうで花火に対する寄附を募るとか、 そういった考えがあるのかどうか、その点も聞きたいと思います。

- 〇議長(髙橋祐二君) 宗川教育委員会事務局長。
- ○教育委員会事務局長(宗川正樹君) それでは、ご質問にお答えいたします。

11ページの教育費県補助金の部活動指導員配置促進事業費補助金の10万5,000円につきましては、3月の一般質問等でも取り上げられたところでございまして、その際に、いつになるかまだ明確にわからないというご答弁をさせていただいたところでございますが、こちらにつきましては国、県の補助金の内示のほうがございましたので、6月1日からこちら始めさせていただいているところでございます。

以上でございます。

- 〇議長(髙橋祐二君) 荒井経済課長。
- ○経済課長(荒井 稔君) ご質問にお答えをいたします。

観光振興事業の観光誘客支援助成金につきましてのご質問でございます。これにつきましては、本町と都内の観光会社で連携をしました第4回目の事業ということで、今回企画をさせていただきました。この川せがきをメーンにしましたツアーにつきましては、これまでも何度か協議、検討させていただいたのですけれども、中止だった場合の対応というようなことで、それがなかなかネックになりまして、実施に至らなかったということでした。今回、中止の場合の対応というようなことも解決できましたので、今回実施を進めているような状況でございます。

ご質問の効果というようなことでございますけれども、これについては交流人口の増加あるいは定

住移住の促進につながっていくのではないかというふうに考えておるところでございます。また、今後続けるかどうかということにつきましては、今回初めてでございますので、今回実施しまして、その後また検討しましてお答えをさせていただければと思います。

それと、ふるさと納税につなげられるかどうかというようなご質問でございますけれども、これも 参加者に対しまして、ぜひ納税のほうのお話もあわせてさせていただければというふうに思いますの で、よろしくお願いいたします。

○議長(髙橋祐二君) ほかに質疑はありませんか。

5番、森議員。

[5番(森 雅哉君)登壇]

- ○5番(森 雅哉君) 今の柿沼議員の質問と少しかぶるのですけれども、川せがきのバスツアー中 止のとき、今対応について解決できたというお話だったのですけれども、具体的に中止のとき、中止 というか、花火が雨で中止だったりとか、雨模様になったときなど、どういう対応される予定なのか をお聞かせいただけますでしょうか。
- 〇議長(髙橋祐二君) 荒井経済課長。
- ○経済課長(荒井 稔君) ご質問にお答えをいたします。

この観光誘客支援事業でございます川せがきが雨で中止だった場合の対応でございますけれども、 足利市にありますあしかがフラワーパーク、こちらの見物に変更して実施するというようなことで、 また市内にも文化施設等もございますので、今考えているのはフラワーパークと文化施設の見学とい うようなことで考えております。

以上です。

○議長(髙橋祐二君) ほかに質疑はありませんか。

2番、酒巻議員。

[2番(酒巻広明君)登壇]

**〇2番(酒巻広明君)** 私のほうからも23ページの観光振興事業ということで、川せがきのツアーということなのですけれども、内容ですとかバスツアーも人数的にどのぐらいを予定しているのかということをお聞かせください。

あと、25ページの運動の外部コーチの部分になると思うのですけれども、31万7,000円、これは年額になるのかと思うのですが、この金額が適当なのか。あとは、実質この外部指導の先生がどのぐらい活動するのか。あと、顧問の先生との関係等も教えていただければと思います。

以上です。お願いします。

- 〇議長(髙橋祐二君) 荒井経済課長。
- ○経済課長(荒井 稔君) 川せがきツアーのご質問でございます。

具体的にということでございます。都内からりょうもう号で館林駅まで来まして、そこからバスの

移動となります。まず、二ガウリの収穫体験を実施いたしまして、その後サントリーの利根川ビール 工場の工場見学と試飲ということで、その後利根川の川せがきのほうの会場に来まして花火大会の見 物。また、川せがきのほうが終了しますと、バスで移動いたしまして、せんげん台、新越谷駅までバ スで送るような行程で今のところ進んでおります。

また、人数というご質問でございますけれども、大型バス2台で80名というようなことで考えております。

以上です。

- 〇議長(髙橋祐二君) 宗川教育委員会事務局長。
- ○教育委員会事務局長(宗川正樹君) それでは、部活動指導員の関係でご質問にお答えさせていただきたいと思います。

まず、31万7,000円でございますが、これは年間ということになります。1名分でございまして、部活動指導員の方が大体週6時間から7時間程度の勤務時間を想定して、一応国のほうの補助基準ということがこの金額になっておりますので、そのままの金額を補正で入れさせていただいたところでございます。

また、顧問と指導員との関係ということでございます。やはり今教職員につきましても、働き方改革ということで勤務時間を削減していこうということになりまして、部活動指導員につきましても、これの一環ということでございますので、やはり顧問の先生の勤務時間を減らすということも、この大きな要因でございますので、一緒に顧問の先生と指導員さんが出ていたのでは、顧問の先生の働く時間の軽減になりませんので、なるべく部活動が円滑に進むように指導の部分を見ていただいて、その際には顧問の先生は別の仕事、事務をしていただくというような形で、なるべく顧問の先生の仕事を軽減させられるような形で部活動指導員の活用ということで考えております。

以上です。

○議長(髙橋祐二君) ほかに質疑はありませんか。

3番、橋本議員。

[3番(橋本和之君)登壇]

○3番(橋本和之君) 3番の橋本です。

21ページなのですけれども、はばたけ「ぐんまの担い手」支援事業で498万2,000円、3名分購入費があったということなのですけれども、具体的に何の機械を買われたか教えていただければと思います。

- 〇議長(髙橋祐二君) 荒井経済課長。
- ○経済課長(荒井 稔君) ご質問にお答えいたします。

今回、3名の認定農業者にこの助成金を配付しております。対象の機械でございますが、コンバイン、それと田植え機で、もう一人は農業施設ということでパイプハウスでございます。

以上です。

○議長(髙橋祐二君) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(髙橋祐二君) 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

「「なし」と言う人あり]

○議長(髙橋祐二君) 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第41号 平成30年度千代田町一般会計補正予算(第1号)について、原案どおり決することに 賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

〇議長(髙橋祐二君) 起立全員であります。

よって、議案第41号は原案どおり可決されました。

### ○議案第42号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(髙橋祐二君) 日程第15、議案第42号 平成30年度千代田町介護保険特別会計補正予算(第 1号)を議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長(髙橋祐二君) 町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長(高橋純一君)登壇]

**○町長(高橋純一君)** 議案第42号 平成30年度千代田町介護保険特別会計補正予算(第1号)について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ140万4,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ8億6,160万3,000円とするものであります。

補正の主な内容でございますが、歳入では国庫支出金、一般会計繰入金につきまして、歳出における事業費の計上に伴いまして、その財源分をそれぞれ追加するものであります。

また、歳出につきましては、総務費として委託料を追加するものであります。

詳細につきましては、住民福祉課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定ください ますようお願い申し上げます。

〇議長(髙橋祐二君) 森住民福祉課長。

**○住民福祉課長(森 茂人君)** それでは、議案第42号につきまして詳細説明を申し上げます。

補正予算書のほうをご覧いただきまして、7、8ページをお開きください。事項別明細書によりご 説明させていただきます。まず、歳入でございますが、3款2項4目の国庫補助金、介護保険事業費 補助金でございますが、8月から始まります介護保険制度の改正に対応するために、制度の運営に係 る介護保険電算システムの改修をするための事業費を歳出に計上する必要がありまして、その財源と しまして介護保険システム改修事業費の2分の1に当たる70万2,000円を追加するものでございます。

次に、7款1項5目、その下になりますが、その他一般会計繰入金では、同じくこの事業のために、 前述のシステム、これにかかわる町負担分としまして70万2,000円を追加するものでございます。

次に、9ページ、10ページをお開き願います。歳出でございますけれども、1款1項1目の一般管理費でございますが、今回の改正に対応するために、介護保険システムの改修にかかわる電算業務委託料140万4,000円を追加するものでございます。これにつきましても、先ほどの介護保険の改正によります電算システムの改修に伴う委託料でございまして、今回この法令の主な改正点でございますけれども、介護保険のサービスの自己負担割合、65歳以上の方につきましては、通常、現状では1割あるいは所得の高い方では2割としておりますけれども、今回の改正では平成30年8月、今年の8月から65歳以上の方で本人の合計所得が220万円を超える方などについては、現行の2割から3割に負担額が上がるという改正でございます。特に所得の高い現役世代並みの方に、負担割合を大きく引き上げてもらってということになります。そのような改正が8月に行われるものですから、それに対応しました業務ができますように、電算システムの改修委託料として今回歳入歳出を計上させていただいております。

以上で詳細説明とさせていただきます。

○議長(髙橋祐二君) 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(髙橋祐二君) 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

「「なし」と言う人あり]

〇議長(髙橋祐二君) 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第42号 平成30年度千代田町介護保険特別会計補正予算(第1号)について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長(髙橋祐二君) 起立全員であります。

### ○同意第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

〇議長(髙橋祐二君) 日程第16、同意第1号 千代田町公平委員会の委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長(髙橋祐二君) 町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長(高橋純一君)登壇]

**○町長(高橋純一君)** 同意第1号 千代田町公平委員会の委員の選任につき同意を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、6月16日をもって任期満了となります福田理已氏を引き続き委員に選任いたしたく、地方 公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

福田氏におかれましては、東京理科大学理学部を卒業後、昭和47年にタケダ理研工業、現在のアドバンテストに入社され、関連会社の要職を歴任、長年企業で培われたすぐれた職員管理能力を生かし、平成25年10月より公平委員としてご活躍いただいております。福田氏は、これまでの委員実績に加え、すぐれた識見を有しておりますので、引き続き委員に選任いたしたく提案するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長(**髙橋祐二君**) 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(髙橋祐二君) 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

〇議長(髙橋祐二君) 討論を終結いたします。

採決いたします。

同意第1号 千代田町公平委員会の委員の選任につき同意を求めることについて、原案どおり同意 することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長(髙橋祐二君) 起立全員であります。

よって、同意第1号は原案どおり同意することに決定いたしました。

### 〇次会日程の報告

○議長(髙橋祐二君) これで本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。ただいまから13日まで休会といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(髙橋祐二君) ご異議なしと認めます。

よって、13日まで休会といたします。

なお、11日月曜日は総務産業常任委員会、12日火曜日は文教民生常任委員会を、それぞれ全員協議 会室において午前9時から開会いたしますので、よろしくお願いいたします。

### ○散会の宣告

○議長(髙橋祐二君) 本日は以上をもって散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散 会 (午前11時22分)

# 平成30年第2回千代田町議会定例会

議事日程(第3号)

平成30年6月14日(木)午前9時開議

# 日程第 1 閉会中の継続調査の申し出

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

# ○出席議員(12名)

1番	大	澤	成	樹	君	2番	酒	巻	広	明	君
3番	橋	本	和	之	君	4番	大	谷	純		君
5番	森		雅	哉	君	6番	Щ	田	延	明	君
7番	襟	JII	仁	志	君	8番	小	林	正	明	君
9番	柿	沼	英	己	君	10番	細	田	芳	雄	君
1番	青	木	國	生	君	12番	髙	橋	祐	<u> </u>	君

# ○欠席議員(なし)

# ○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町			長		高	橋	紅	<u> </u>	君
副	田	Ţ	長		坂	本	道	夫	君
教	育	育	長		岡	田		哲	君
総	務	課	長		石	橋	俊	昭	君
財	務	課	長		柿	沼	孝	明	君
住」	民 福	祉 調	長		森		茂	人	君
健身	そう と	ビも訳	果長		茂	木	久	. 史	君
環境	き下れ	k道訓	果長		栗	原	弘	明	君
経	済	課	長		荒	井		稔	君
都市	<b></b>	備調	長		荻	野	俊	行	君
会兼	計管会計		者長		小	暮	秀	樹	君

教育委員会 宗 務 局 長	JII	正	樹	君
---------------	-----	---	---	---

○職務のため出席した者の職氏名

 事務局長
 田村恵子

 書記
 荒井美香

 書記
 久保田新一

開議 (午前 9時00分)

# ○開議の宣告

〇議長(髙橋祐二君) 本日の出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、ただいまから平成30年第2回千代田町議会定例会3日目の会議を開きます。

### ○閉会中の継続調査の申し出

○議長(髙橋祐二君) これより日程に従い、議事を進めます。

日程第1、閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

今朝ほど配付いたしました申出書のとおり、各常任委員長、議会運営委員長並びに議会改革推進特別委員長から閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。各常任委員長、議会運営委員長並びに議会改革推進特別委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(髙橋祐二君) ご異議なしと認めます。

よって、各常任委員長、議会運営委員長並びに議会改革推進特別委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

以上で今定例会に付議された案件は全て議了いたしました。

# 〇町長挨拶

○議長(髙橋祐二君) 町長に発言を求められておりますので、これを許します。 高橋町長。

[町長(高橋純一君)登壇]

**○町長(高橋純一君)** 皆さん、おはようございます。平成30年第2回議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る7日から本日までの8日間わたり、補正予算を初め、条例改正や人事案件等々ご提案申し上げました全ての案件につきまして原案どおりご決定を賜り、厚くお礼申し上げます。

また、6名の方々からの一般質問では、農政、教育、環境、防災など幅広い分野で活発に議論することができました。更に、休会中に開催されました各常任委員会では、健康、小中一貫校、6次産業などの意見交換が行われました。今定例会中に議員各位からいただいたご意見等につきましては、今後のまちづくりに反映できるよう努力してまいります。

さて、国外へ目を向けますと、不安定な状態にあった北朝鮮情勢でありますが、韓国で行われた冬季オリンピックを境に非核化に向けた動きがあるなど、その情勢も大きく変化しようとしております。 本町におきましては、今年の2月、拉致被害者である蓮池薫氏をお招きし、講演会を開催させていた だきましたが、講演内容を聞いていただいた町民の皆様には、多くの国民が拉致問題の解決を早期に 望んでいることをわかっていただけたと思っております。

私たちの暮らしに目を向けますと、広域行政を進めております太田市外三町広域清掃組合では、新たな一般廃棄物処理施設の起工式が先月31日に行われました。この施設は、平成32年度末に竣工となり、総事業費は363億円ほどになります。また、一昨年耐震化事業が完了した館林厚生病院につきましては、今年度より各自治体の返済が始まりました。館林地区消防組合でも消防本部の移転工事が間もなく始まる予定であります。このほか将来的なことを考えますと、本町がかかわるし尿処理施設や斎場についても検討しなければならない時期に来ており、ほとんどの一部事務組合で今後ますます財政負担の増加が見込まれる状態にあります。

一方で、組合以外の広域的な取り組みといたしまして、地元企業であるサントリービールの支援に関して、邑楽郡5町と協定を結びました。過去に例のない取り組みを実現することができ、賛同していただいた郡内の首長初め関係各位には非常に感謝をしております。この協定の関係もあって、本日群馬県知事が利根川ビール工場を見学される予定にもなっております。国内最大級のビール工場がある本町の強みを生かして、さらなる町の発展につなげてまいりたいと考えております。

県境を越えた利根川新橋建設につきましても、少しずつ前進をしております。はばたけ群馬・県土整備プランの改正版にも、平成34年度着手予定と掲載されております。多くの地域住民が期待を寄せているところであります。今後も国、県、近隣市町との連携はもちろん、住民の意見も多く聞き入れ、早期実現のため先頭に立ち、鋭意努力してまいります。

私は、こうした広域的な行政運営こそ、互恵関係になっていかなければならないと考えております。 今後も各自治体間の壁を低くし、町単体では解決が難しい課題にはしっかりと連携を図り、解決に導く努力を重ねてまいります。町の将来像となるグランドデザインを考える上で、行政と議会、町民が一体となって、今まで以上に連携を強くとる時代と変化してまいりました。人口減少を迎え、今回の常任委員会でも意見交換を行いました少子化にも関連する小中一貫校の課題のほか、保健センターの移転計画等々、時代の変遷とともに顕在化した課題もあります。こうした中、8月18日に行われます千代田の祭川せがきでは、今年度新たに地元バンドのステージ出演や首都圏より約80名を呼び込むツアーも予定しております。こうした取り組みや交流人口の増加を目指すだけでなく、千代田町にかかわる関係人口を増やしていくことが最終的な目標であります。

このほかの事業につきましても、互恵関係に基づく広域的な取り組みと関係人口の増加により、本町のさらなる活性化に努めてまいります。町民の皆様が笑顔になれるよう常に変革を求め、職員とともに行動を起こしてまいりますので、ご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりになりますが、蒸し暑い日が続いております。お体にはご自愛いただき、更なるご活躍をご 祈念申し上げるとともに、議員各位を初め、町民並びに職員の皆様のご健勝を祈念申し上げまして、 閉会に当たりましての挨拶とさせていただきます。ご清聴誠にありがとうございました。

### ○閉会の宣告

○議長(高橋祐二君) 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る7日から本日まで8日間にわたり平成30年第2回千代田町議会定例会が開催されました。会期中は、議員各位には終始熱心にご審議を賜り、諸議案も滞りなく議了いたしましたことに対し、心からお礼申し上げます。

今定例会においては、6名の議員による一般質問と、町長提案の承認、報告、補正予算、人事案件など、十分な議論を行いながら円滑な議会運営が図られました。4月より新たな課の設置があり、それぞれの課がスムーズに稼働されていると感じております。

議会では、委員会が変わり、今までと違う情報等にも耳を傾け、さらなる調査、研究をし、これからも町をより住みやすくするために多くの課題と向き合い、議員としての役割を担っていく考えであります。

一般質問では、撮影協力をいただき、議場での真剣な表情が町民に伝わることを願っております。 町当局におかれましては、会期中、議員各位から寄せられた要望や意見等を尊重していただき、町 行政の執行に十分反映されますようご検討をお願い申し上げます。また、今定例会の運営に当たり、 ご協力いただきましたことに対しまして、心から感謝を申し上げます。

梅雨入りしたばかりですが、先週早くも台風5号が関東近海を通過しました。台風と聞くと、昨年10月、町内にも多くの被害をもたらした台風21号のことは、皆様も昨日のように記憶に残っておられると思います。これから雷雨やゲリラ豪雨、そして台風が多く発生する季節となります。いかなる自然災害にも立ち向かえるよう、更に防災組織の強化を図り、町民が安心して住める町にするため、町当局と議会がしっかりスクラムを組んで取り組んでいきたいと思っております。

結びに、ご参会の皆様のご健勝とますますのご活躍を心からご祈念申し上げ、平成30年第2回千代 田町議会定例会を閉会いたします。

長い間、大変ご苦労さまでした。

閉 会 (午前 9時10分)

上記会議の顚末を記載し、その相違ないことを確認し、ここに署名する。

平成30年 月 日

 千代田町議会議長
 髙
 橋
 祐
 二

 ①署
 名
 議
 員
 森
 雅
 哉

 ②署
 名
 議
 員
 川
 田
 延
 明